

平成

二十八年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

平成二十八年三月二十二日(火曜日)

議事日程(第四号)

平成二十八年三月二十二日 午前十時開議

第一

議第一 一号 五條市役所の位置を変更する条例の制定について

議第二 二号 五條市行政不服審査会条例の制定について

議第三 三号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議第四 四号 五條市職員の退職管理に関する条例の制定について

議第五 五号 五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定について

議第八 八号 五條市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

議第十三 十三号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議第十九 十九号 五條市消防団条例の一部改正について

議第二十 二十号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

議第二十三 二十三号 五條市過疎地域自立促進計画の策定について

議第二十四 二十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算(第五号)議定について

第二

議第十四 十四号 五條市子ども医療費助成条例の一部改正について

議第十五 十五号 五條市介護保険条例の一部改正について

議第十六 十六号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第 五	第 四	第 三	議第 十七号	五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
			議第 十八号	五條市営住宅条例の一部改正について
			議第 二十一号	五條市立デイサービスセンターおおとう条例の廃止について
			議第 二十二号	五條市在宅障害者福祉センター設置条例の廃止について
			議第 二十五号	平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について
			議第 二十六号	平成二十七年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について
			議第 二十七号	平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第三号）議定について
			議第 二十八号	平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定について
			議第 十二号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
			議第 二十九号	平成二十八年度五條市一般会計予算議定について
			議第 三十号	平成二十八年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
			議第 三十一号	平成二十八年度五條市簡易水道特別会計予算議定について
			議第 三十二号	平成二十八年度五條市下水道事業特別会計予算議定について
			議第 三十三号	平成二十八年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
			議第 三十四号	平成二十八年度五條市介護保険特別会計予算議定について
			議第 三十五号	平成二十八年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
			議第 三十六号	平成二十八年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
			議第 三十七号	平成二十八年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
			議第 三十八号	平成二十八年度五條市水道事業会計予算議定について
			議第 三十九号	平成二十七年五條市一般会計補正予算（第六号）議定について
			同第 一号	五條市公平委員会委員の選任について

第 六	推 第 一 号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
第 七	選 第 一 号	五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
第 八	発 議 第 一 号	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について
第 九	発 議 第 二 号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について
第 十	発 議 第 三 号	無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について
第 十 一	発 議 第 四 号	五條市史跡公園に設置されている蒸気機関車の移設等を求める決議について
第 十 二	発 議 第 五 号	残土処分場に対し土砂災害等の危険性に対する安全対策を求める決議について
追 加 日 程 (第 五 号)		
第 一	発 議 第 六 号	五條市役所の位置を変更する条例の制定に対する附帯決議について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一 番	養 平 岡 田
二 番	牧 野 岡 田
三 番	宗 部 野 岡 田
四 番	吉 田 部 野 岡 田
五 番	窪 田 部 野 岡 田
六 番	岩 本 部 野 岡 田
七 番	孝 秀 正 寛 一 司 康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	堀内
教育長	内田
理事（総務部長）	好成
市長公室長	和伸
危機管理監	勝彦
すこやか市民部長	修二
あんしん福祉部長	裕美
産業環境部長	康友
都市整備部長	信彦
教育部長	稔泰
西吉野支所長	利巳
大塔支所長	進治

八番	福塚
九番	山口
十番	吉田
十一番	益田
十二番	大谷

龍吉雅耕
雄博範司実

事務局職員出席者

水道局長	河 博 幸
会計管理者	田 佳 子
秘書課長	尾 久 美
企画政策課長	西 俊 明
財政課長	水 剛 明
土地開発公社事務局長	上 和 田 幸 則
事務局長	竹 本 勝 治
事務局次長	久 保 雅 彦
事務局係長	辰 巳 大 輔
事務局主任	片 山 仁 美
速記者	柳 ケ 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（吉田 正）ただいまから、去る八日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

初めに、南和広域医療組合の議会の報告があります。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、去る三月一日火曜日、午後二時から大淀町役場委員会室において開催されました南和広域医療組合議会、平成二十八年第一回定例会の報告をいたします。

本会議では、初めに筆頭副管理者の岡下大淀町長から議会招集の挨拶があり、会議録署名議員の指名に続き、本定例会の会期を二日間とす

ることが決定されました。

続いての議案審議では、平成二十七年度補正予算案の説明として、当初予算六十八億四千八百八十二万六千円は同額であるが、市町村の事業負担金としては、出資債の借換えなどで、十九億二千五百九十万円の減額などがあり、実質負担金は二十六億五千三百七十万円となり、その差額につきましては、企業債の三十八億五千二百二十万円をもつて補填することになっている。

また、平成二十八年度一般会計当初予算案では、収益的収入は八十一億五千八百四十二千円で、収益的支出は、八十七億四千六百二十二万千円となり、減価償却費等非現金支出を除いた実質収支差は、二億四千二百二十五万三千円の赤字であります。県からの貸付金五億五百七十三万三千円をもつて対応するため、収益的収支は二億六千三百四十八万円の黒字を想定しているとの説明を受けました。

次に、副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正や南和広域医療企業団への移行に係る条例の制定案など、二十三議案が提出され、慎重審議を期するとして、病院建設運営委員会に付託され、本会議は散会いたしました。

その後、委員会を開催し、付託議案について、理事者側から説明及び報告を受け、審査の結果、付託議案二十三議案を可決、同意し、委員会は終了しました。

翌二日、本会議が再開され、管理者の荒井知事の挨拶と、企業長に選任されました、(現)県こども・女性局長の上山幸寛氏が紹介されました。

次に、病院建設運営委員会から、付託議案の審査の経過と結果について、慎重審査を経て採決し、全会一致で可決・同意したこと、及び、理事者側から病院の竣工式典・内覧会の概要について、医療健康ジャーナル(はぴねすだより)の発行についての報告があったことなどの委員長報告があり、付託議案の二十三議案について採決を行った結果、いずれも原案のとおり可決、同意され、監査委員に再任されました、五條市在住の橋本重夫氏から就任の挨拶がありました。

最後に、病院建設運営委員会の閉会中の継続審査事項の議長への申出を可決し、本会議は閉会いたしました。

以上、御報告を申し上げまして、南和広域医療組合議会平成二十八年第一回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長(吉田 正) 以上で南和広域医療組合の議会の報告を終わります。

意見調整のため午後一時まで休憩いたします。

午前十時五分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
意見調整のため、暫時休憩いたします。

午後一時零分休憩に入る

午後二時二十七分

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。
これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、議第一号から議第五号、議第八号、議第十三号、議第十九号、議第二十号、議第二十三号及び議第二十四号の十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会福塚実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）ただいま議題となりました、議第一号から議第五号、議第八号、議第十三号、議第十九号、議第二十号、議第二十三号及び議第二十四号の十一議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月八日の本会議において当委員会に付託され、九日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第一号 五條市役所の位置を変更する条例の制定については、五條市新庁舎整備研究委員会から市長に対して五條高校跡地を建設候補地の適地とする答申をいただいたことや、奈良県とのまちづくりに関する基本協定を締結したこと、また、合併特例債の期限である平成三十二年度中のしゅん工を目指すことなどを総合的に勘案してまちづくりを検討した結果、五條高校跡地を建設候補地の適地と判断したことから、新庁舎の位置を変更するため本条例を制定するもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、現在の市庁舎の現状についていただいたのに対し、「本庁舎は五十四年が経過しており、耐震補強等は実施していない状況である。」との答弁があり、委員から、五條高校跡地の面積についていただいたのに対し、「全体面積が一九、五七二・六二平方メートルあり、駐車場を含めた市庁舎建設に活用する敷地面積は七、八〇〇平方メートルである。」との答弁があり、委員から、庁舎建設に係る七、八〇〇平方メートルの購入金額についていただいたのに対し、「奈良県との包括協定による減免規定の適用等を勘案して一億四千万円と試算している。」との答弁があり、委員から、市庁舎建設に活用しない土地の利用についていただいたのに対し、「にぎわい広場や、奈良県の公共施設の集約に活用することを考えている。」との答弁がありました。

また、委員から、国道三一〇号から現市道を活用したアクセス道路の整備に掛かる事業費の積算についていただいたのに対し、「国の補助をいただいて事業をするためには、道路構造令に準拠する必要があるが、測量等もできていないため事業費が未定である。」との答弁があり、委員から、国道三一〇号からのアクセス道路の必要性についていただいたのに対し、「まずは、旧岡中線、岡口三号線の整備を確実にやっていき、その後、検討していく。」との答弁があり、委員から、岡口三号線、須恵一号線が完成する確約についていただいたのに対し、「旧岡中線、岡口三号線は、新庁舎完成時には完成できるよう努力し、確実なものにしてまいりたい。」との答弁があり、市長の見解についていただいたのに対し、「旧岡中線、岡口三号線は喫緊の課題であるが、三月三日の新庁舎建設特別委員会でも国道三一〇号からのアクセス道路についても今後計画に入れて考えていくこととして図面に示した。ただ、平成三十二年度までに仕上げるには優先順位があり、また、今後国道三一〇号の本陣交差点から五條インターまでは、都市計画決定をし四車線化していくといわれていることもあり、構造が変わる可能性があり、家屋も多く簡単にはいかないが、待避所等も考慮し、地域の皆さんの御意見も参考にしながら、考えてまいりたい。」との答弁がありました。委員から、五條高校跡地に庁舎を移転することに対し、議会と理事者の思いが共通したものとなる状況づくりをお願いしたいとの

意見がありました。

また、委員から、五條高校跡地の各地番の面積についてただしたのに対し、「岡口一丁目一〇番地の一が一六、一二〇平方メートル、岡口一丁目八一五番地が七九平方メートル、岡町六一四番地の一が三、四五一平方メートルである。」との答弁があり、委員から、にぎわい広場に必要な土地の購入についてただしたのに対し、「市庁舎建設に活用する敷地以外は、今後、奈良県との基本協定の中で進めていくものである。」との答弁がありました。

また、委員から、奈良県との基本協定を進めていく中で新たに土地を購入することの可能性についてただしたのに対し、「今、奈良県と五條市が合築で建築することをお願いしており、知事もそういう方向で考えていただいていると聞いている。五條土木事務所、南部農林振興事務所等が入ることも考えている。また、国の施設で法務局等も入っていただけのように交渉をしている。そうなれば建物の構造や駐車場の配分も変わる部分もあり、今後協議をしていかなければならない。」との答弁がありました。また、委員から、五條高校跡地を町の中心としてまちづくりをしていくのであれば、計画性のある道路整備が必要であるとの意見がありました。また、委員から、五條市のシビックコアの形成についてただしたのに対し、「シビックコアの形成としては、本来であれば、周辺地区も含めたということになるが、進度の上がつているものとそうでないものが混在している状況である。合併特例債の期限等もあり庁舎等の話が先行している要素があり、出先機関の再編という奈良県の話とあいまって加速化した部分がある。今後、奈良県との個別協定に向けて道路整備は大事であり、はっきりしている五條高校跡地に加えて徐々に進めていけるようにと思っている。」との答弁がありました。また、委員から、道路等の計画が乏しすぎるので不安になりいろんなことを尋ねている。大きな範囲で五條市の中心となるような道路構成を奈良県との協議でも組み込んでほしい、我々に示してもらえれば安心してみんなが一つになって取り組んでいけるとの意見がありました。

また、委員から、以前候補地であった中央体育館に庁舎を移転する場合でも奈良県との包括協定で一緒にやつてもらえるのかただしたのに対し、「場所が変われば奈良県と一緒にできない。」との答弁があり、委員から、道路も大事であるが、耐震もできていない現庁舎が災害対策本部や防災行政無線の本部となるので、早く移転をしてもらいたいとの意見がありました。

また、委員から、先ほどの話にある道路整備について、市長は五條市のトップとして自ら動いてやっていく気持ちがあるのかただしたのに対し、「当然トップとしての権限で進めていくということである。ただし、財源のこともあるので財源を確保しながらやっていかなければならない。また、南北道のこともあるので全体的、総合的な判断をして進めていることを御理解いただきたい。」との答弁があり、委員か

ら、場所を決めないと用地交渉もできないので場所を早く決めて道路整備も並行して進めてもらいたいとただしたのに対し、「道路整備は当然並行して進めてまいりたい。」との答弁がありました。

また、委員から、議案にある三筆にまたがって庁舎が建設されるのかただしたのに対し、「庁舎の向きに関わらず三筆に掛かるということである。」との答弁がありました。

また、委員から、シビックコアの形成として五條高校跡地が整備されていくとJR五条駅周辺、五條市全体の活性化につながると認識している。それとともに、奈良県との包括協定に基づき奈良県が文化ホールを建設することについて協議する考えはあるのかただしたのに対し、「奈良県との包括協定に基づく事業は、基本的に市がすることに対して奈良県が協力しようというものである。また、庁舎だけでなく駅前や商店街を一体として、民間活力を活用したまちづくりを年次計画を立てて努力してまいりたい。」との答弁があり、委員から、市としてこの場所が一番理想的な場所であるということを市民に理解してもらえような材料を集約してもらいたいとの意見がありました。

日程について意見調整のため、暫時休憩し、再開後、議第一号の審査が長引くため、議第二号以降の審査を先に行い議第一号は日程の最後に審査を再開することを決定しました。

次に、議第二号 五條市行政不服審査会条例の制定については、全部改正された行政不服審査法の規定により、地方公共団体におくこととされた機関として、五條市行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるもので、当局から説明があり了承した次第であります。

次に、議第三号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、五條市情報公開条例、五條市個人情報保護条例、五條市行政手続条例、五條市固定資産評価審査委員会条例、職員の退職手当に関する条例、五條市手数料徴収条例及び五條市消防団員等公務災害補償条例の規定の整備を行うもので、当局から説明があり了承した次第であります。が、委員から、条例中にある電子情報処理組織を使用し弁明された場合の本人確認についてただしたのに対し、「電子メール等による弁明のことであり、本人確認のためマイナンバーと併せて送信しなければならないこととなっている。」との答弁がありました。

次に、議第四号 五條市職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法が改正され、営利企業等に再就職した元職員による働き掛けを禁止することなどが新たに規定されたことに伴い、職員の退職管理について必要な事項を定めようとするもので、当局から説明があり了承した次第であります。が、委員から、退職した課長以上の方が嘱託で、在職していた市役所の部署で仕事はできないということかた

したのに対し、「退職職員が営利企業や一般社団法人等に再就職した場合が対象である。」との答弁がありました。

次に、議第五号 五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定については、五條市学校適正化検討委員会からの答申に基づき、小・中学校の学校規模及び配置、教育内容の充実を推進し、児童・生徒にとってよりよい教育環境を整備するため「五條市学校適正化推進実施委員会」を設置するもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、各区分ごとの委員数についてただしたのに対し、「学識経験を有する者が五名から七名、保護者及び地域住民を代表する者が五名から七名、学校を代表する者が二名から四名、その他教育委員会が必要とする者と考えている。」との答弁があり、委員から、各地域の保護者を委員に入れることについてただしたのに対し、「特に考えていない。」との答弁があり、委員から、子供を預ける保護者の意見を聞いてもらいたいとの意見に対し、「第七条で関係者の意見聴取ということろで形を変えて意見を聞きたいと考えている。また、この委員会では素案を検討することに重点を置いており、その後は、直接地域の意見を聞いていく機会を設けようと考えている。」との答弁がありました。

次に、議第八号 五條市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、地方公務員法の一部改正に伴う人事行政の運営等の状況に関する公表すべき事項の追加及び行政不服審査法の全部改正に伴う用語の整理をするもので、当局から説明があり了承した次第であります。

次に、議第十三号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、平成二十七年八月六日の人事院勧告を受け改定された国家公務員給与に準じた改定を行うとともに、地方公務員法の改正や行政不服審査法の全部改正に伴い所要の改正を行うもので、当局から説明があり了承した次第であります。

次に、議第十九号 五條市消防団条例の一部改正については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことにより、消防団の加入促進等に必要な措置を講じることが義務付けられたこと等により、消防団員の資格要件に、市内に勤務する者を加えるもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、五條市に勤務する者の所属する消防団についてただしたのに対し、「市外に住んでいる市の職員を想定しており、本部直轄の分団に配属し、車両は一台配置し、分団の後方支援を行うことを想定している。」との答弁があり、委員から、月点検や訓練等をしていないが他の消防団員と同じ年俸なのかただしたのに対し、「条例で規定されている消防団員であるので同じ報酬である。」との答弁がありましたが、委員から、不公平であるとの意見がありました。また、委員から、各方面隊は連携を取りながらやっているのかただしたのに対し、「消防署の指揮下で方面隊あるいは各分団と調整しながらやっている」と認識している。」との答弁

があり、委員から、実際の現場では例えば、野原であれば、野原、阪合部、霊安寺が一つの方面隊であるが、阪合部で火災があれば阪合部の消防団に連絡が入るが、野原は後に連絡が入る状況である。今回募集するのは定数に足りない人数を募集するものなのかただしたのに対し、「現在検討しているのは、市役所に勤務する市外の職員の加入促進を図るものである。」との答弁がありました。また、委員から、現在の消防団員五百六十六人を危機管理課の消防団係にいる二人から三人の職員で賄っているのかただしたのに対し、「消防本部で事務をしていたときは三係で対応していたもので、今何とかやっているが全てに対してはやれていないのが現状である。五條消防署に職員を行かせ指導いただいている状況である。」との答弁があり、委員から、少ない人数で対応するのは難しい。消防署のOBの活用等について市長にただしたのに対し、「現状は大変厳しいことは認識している。OBの方の活用等を考えながら支障がなく皆さんに御理解いただける範囲内で対処してまいりたい。」との答弁がありました。また、委員から、この条例の目的についてただしたのに対し、「現在六百三人の定数に対し、実務数が五百六十六人であるが、昔と違って市外に勤務することが多くなり団員を定員まで充足することは難しい状況である。そんな状況で、消防庁では加入しやすいように条例改正をしないということ、消防審議会では公務員の加入促進をするべきだという二つの目的で条例を改正しようとするものである。消防団の機能別分団という意味で市役所支援隊を組織することを考えたものである。また、訓練については五條消防署で指導いただき進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、いいことであるが、市の職員に支援隊に入ること強制することなく自主的に入団してもらいたいとの意見がありました。

次に、議第二十号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことにより、消防団の加入促進等に必要な措置を講じることが義務付けられたこと等により、消防団員の処遇の改善を目的に消防団活動の実態に応じた適切な費用弁償を行うもので、当局から説明があり了承した次第ですが、委員から、女性消防団の活動範囲についてただしたのに対し、「発足後から今日まで、女性消防団としてのソフト面も含めた活動が分かっていたので、活動の取り決めをしていき、活動要綱等に発展させていきたい。」との答弁がありました。また、委員から、報酬を受領した台帳等の整備についてただしたのに対し、「個人の口座に振り込むことになっており、振り込みにより確認をしているものである。」との答弁がありました。

次に、議第二十三号 五條市過疎地域自立促進計画の策定については、総合的かつ計画的に過疎対策事業を実施することにより、個性豊かな地域の形成と自立促進を図ることを目的に過疎地域に住み続ける住民にとって、安全・安心に暮らせる地域として健全に自立していくために必要と思われる事業を、産業の振興、交通通信体系の整備などについての計画を記載するもので、当局から説明があり了承した次第であり

ます。

次に、議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第五号）議定については、退職手当の増加、人事異動及び人事院勧告等一億三千八百六十万二千元、（仮称）地域資源活用事業業務委託料五千八百四十八万九千元、五條市UIJターン住宅取得補助金一千四百七十五万円、ネットワーク環境整備業務委託料三千八百万円、幻の五新鉄道活用プロジェクト事業千二百五十万円、基金積立金五千九十万一千円、通知カード・個人番号カード関連事務交付金五百六十一万九千元、臨時福祉給付金事業一億四千二百六十三万円、子育て支援システム改修業務委託料九十八万三千元、南和広域医療組合負担金の一部減額四億八千七百六十八千元、墓地事業特別会計繰出金の減額一千五百一十一万円、多面的機能支払事業補助金の減額六千七百八十万円、県営ため池等整備事業負担金の追加八百五十八万七千元、空き家等実態調査業務委託料一千万円、道路災害復旧工事費の追加二千万円等の合計七百五十二万八千元を減額し、その財源は、地方交付税、国庫支出金、寄附金、繰入金、繰越金を追加するとともに、県支出金及び市債をそれぞれ減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百二億八千九百十三万五千元とする歳入歳出予算及び地方債の補正及び並びに繰越明許費の設定をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、臨時福祉給付金の内容についてただしたのに対し、「基準日となる平成二十七年一月一日に五條市に住民票があり市民税が非課税かつ平成二十八年度中に六十五歳以上になる方のうち、課税者の被扶養者及び生活保護を除いた方が対象となり、対象者は四千七百八十一人を見込んでおり、支給対象者一人につき三万円の給付を予定している。申請期間は、四月下旬から三箇月間で社会福祉課の横に特設受付を設置する予定である。」との答弁があり、委員から、基準日以後転居した方への通知方法及び市民への周知方法についてただしたのに対し、「転居された方も含めて対象者に個人通知を行うとともに広報五條四月号で周知する。」との答弁があり、委員から、給付金に関わる詐欺等に対する市民への注意喚起についてただしたのに対し、「注意喚起のポスターの掲示、広報への掲載、また、金融機関や警察等との情報共有をし、連携を図っていく。」との答弁がありました。また、委員から、取りに來られていない方への再通知についてただしたのに対し、「申請期間が終了する一箇月前に通知する予定である。」との答弁があり、委員から、高齢者が多く通知自体が分からない方等への対策もお願いしたいとの意見がありました。また、委員から、歳入にある地方創生加速化交付金七千二百二十四万九千円の支出についてただしたのに対し、「企画費の八節報償費から十三節委託料までの合計五千八百七十四万九千円及び西吉野支所費の九節旅費から十八節備品購入費までの合計一千二百五十万円である。」との答弁があり、委員から、（仮称）地域資源活用事業業務委託料五千八百四十八万九千円の内容についてただしたのに対し、「旧五新線の今後の利活用に向け、九月の補正予算においてトンネル点検をしたものに続いてトンネルと橋りょうを点検する業務委託料が二

千五百四十八万九千円、地域産業創造とブランド構築を目指していくための業務委託料三千三百万円である。」との答弁があり、委員から、トンネルと橋りょうの点検を五新線について一生懸命にやっておられる方々に頼んで安くしてもらえないのかただしたのに対し、「委託するには公正に入札によりやっていかなければならない。」との答弁がありました。また、委員から、（仮称）地域資源を生かした産業とブランド創造事業について資料要求があり、委員会で許可後、議長から理事者に対し資料の提出を求め、資料及び追加資料を配布し「本市の自然資源と観光・歴史資源を核にした、地域産業の一体的な活性化を進め、地域主体での事業展開と関係者間の調整を行い、民間主体の産業連携組織の構築に取り組むもので、平成二十八年度には市とコンサルタントが助言や支援をしながら地方創生加速化交付金を活用し、協議会等の設置・運営をしていき、産業とブランド創造に関する利害関係者を束ねる共通ビジョンと組織・仕組みの構築を行うものである。平成二十九年度以降は、国・県の補助金や地方創生新型交付金を活用して、民間主体の産業連携組織を設立して、地域産業のブランド構築やバイオマスの推進等に取り組み、市場・顧客ニーズの変化に対応できる地域産業活性化の自律的展開を目指すものである。」との理事者の説明がありましたが、委員から、要するに平成二十八年度は組織づくり、平成二十九年度からは地方創生新型交付金を活用して地域づくりをしていくということなのかただしたのに対し、「そのとおりである。」との答弁がありました。また、西吉野支所費の委託料八百五十万円の内容についてただしたのに対し、「全国に幻の鉄道が三十一箇所あり、そのサミットを五條市で開催するための費用と五新線、きすみ館、吉野三山等、城戸周辺の観光の長期活性化プランの作成と五新線活用木レールイベントと吉野三山の登山道の整備のための調査に対する委託料である。」との答弁があり、委員から、木レールとサミットの委託料についてただしたのに対し、「木レールが二百五十万円、サミットが二百万円である。」との答弁があり、吉野三山の登山道調査の内容についてただしたのに対し、「きすみ館をスタートして櫃ヶ岳、銀峯山、栃原岳を周遊するための調査である。」との答弁があり、委員から、きすみ館で入浴してもらえようかなと考えてもらいたいとの意見がありました。また、苗木購入費の内容についてただしたのに対し、「一本九千円の桜の苗木を五新線の土手に植えるもので、イベント等の開催時の参加者や沿線の方に植樹していただきたいと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、繰越明許にある新老人福祉施設基本計画の完了予定についてただしたのに対し、「平成二十八年五月末を予定している。」との答弁がありました。また、周遊観光拠点施設整備事業の内容についてただしたのに対し、「国の補助事業の採択を受けて行っている事業であるが、要望額の六割程度の内示額であるため、今回の繰越分は道路整備工事を実施するものである。」との答弁がありました。また、委員から、歳入のふるさと五條市応援寄附金二千九百七十二万七千円が補正前は一千円であるがその理由についてただしたのに対し、「いわゆるふるさと納税で寄せられた寄附金であり、当初は幾らになるの

か見込めなかったため一千円で予算立てをしたものであり、結果としてこれだけの御寄附をいただき、積立金に積み立てるものである。」との答弁がありました。委員から、過去にふるさと納税をしていただけ取る組をしていくとの答弁があったが、想定額が一千円というのは意欲が見られない。積極的な取組をお願いするとの意見がありました。また、委員から、県営ため池等整備事業負担金の追加理由についてただしたのに対し、「国・県が補正し、予算の前倒しをしたことに伴う補正である。」との答弁がありました。また、委員から、非常備消防費の異動等による追加の詳細についてただしたのに対し、「消防団を担当している職員三名分の人件費であり、係員から課長級の職員に異動があったことによる差額及び人事院勧告による差額である。」との答弁がありました。

次に、日程の最後に変更した第一号議案について、引き続き審査を行いました。

委員から、庁舎移転後の現庁舎の活用についてただしたのに対し、「二月二十二日付けで奈良県と締結したまちづくり基本協定の中の構想においては、現庁舎の周辺地区については、歴史文化に出会える空間づくりとなっているが、具体的には決まっておらず、今後庁舎が移転すれば検討してまいりたい。」との答弁がありましたが、委員から、例えば天誅組記念館や図書館等具体的な計画をお示しいただきたいとの意見がありました。また、五條高校跡地を一旦市が全部買って、奈良県等に貸して家賃収入を得ることは考えられるのかただしたのに対し、「奈良県が自分の持ち物売ってその後借りるということは考えにくい。例えば、合併特例債を使って全部買うと交付税措置が七〇パーセントあるので国のお金が多く入ることになる。奈良県に購入費を六〇パーセント減額してもらおう協議をしているが、それを五〇パーセントや四〇パーセントに率を下げて、五條市が交付税措置されない分を償還する際に、奈良県にその減額分を補助してもらえれば五條市の持ち出しも減り、奈良県も全体的に見て安くなるようなことができるのではないかと考えている。」との答弁があり、委員から、周辺道路整備においても、国・県の施設が来るのであれば、負担金等について交渉をして、五條市の財政負担を軽減することについてただしたのに対し、「通常のまちづくり協定に基づく補助は四分の一と示されているが、そのことをしっかり要望していきたい。」との答弁がありました。また、委員から、国道三二〇号からのアクセス道路の積算設計を今後してもらえるのかただしたのに対し、「道路構造令に沿った道路建設が可能かどうか検証してまいりたい。ただし、財源等を踏まえてどういう形で進めていくか、今後協議をしながら前向きな形で進めていく。」との答弁があり、委員から、基盤になる道路であるので努力していただきたいとの意見がありました。

こうして、当委員会に付託された十一議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、議第一号については、起立採決によることを決め、二名が退席し、起立全員により、それ以外の議案については、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

した。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

初めに、議第一号、五條市役所の位置を変更する条例の制定についてを採決いたします。

なお、この採決は、起立により行います。

この際、申し上げます。この採決につきましては、地方自治法第四条第三項の規定により、出席議員の三分の二以上の同意を必要といたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）出席議員数は十二人であり、その三分の二は八人であります。

ただいまの起立者は十二名であり、所定数以上でありますので、よって本案は可決されました。

○議長（吉田 正）ただいま新庁舎建設特別委員会から、議第一号、五條市役所の位置を変更する条例の制定に対する附帯決議が提出されまし

た。

この際、これを直ちに日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。

よつてこの際、議第一号 五條市役所の位置を変更する条例の制定に対する附帯決議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（吉田 正）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）追加日程第一、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第六号 五條市役所の位置を変更する条例の制定に対する附帯決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年三月二十二日提出

提出者 新庁舎建設特別委員会委員長 吉 田 雅 範

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。（「十番」の声あり）十番新庁舎建設特別委員会委員長吉田雅範委員長。

〔新庁舎建設特別委員長 吉田雅範登壇〕

○新庁舎建設特別委員長（吉田雅範）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、五條市役所の位置を変更する条例に対する附帯決議について案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

五條市役所の位置を変更する条例の制定に対する附帯決議（案）

今定例会において、奈良県と五條市のまちづくり基本協定により、五條市役所の位置を旧五條高校跡地へ変更する条例が上程されましたが、移転に關しましては、所管する新庁舎建設特別委員会や關係するところで協議がされてきました。

旧五條高校跡地へ新庁舎を建設するには、合併特例債の期限からして、庁舎の建設とそれに必要な市道岡口三号線の建設及び市道旧岡中線の拡幅が必要です。

また、これまでの委員会等で意見が出ている国道三一〇号から旧五條高校跡地へのアプローチ道路の整備や周辺整備、現庁舎の跡地活用等が重要視されるべきであり、市民が安全に安心して生活できるためには、早期完成を目指すことが必要不可欠であると考えます。

今後、県とのまちづくり協定を基に、新庁舎建設に向けては、一人でも多くの市民の皆様に十分説明できる計画をお示しいただき、關係機關並びに議會が一丸となつて様々な角度から協議を重ね、より市民に愛される新庁舎となりますよう事業を進めることを求めるものである。
以上、決議する。

平成二十八年三月二十二日

新庁舎建設特別委員会委員長 吉田 雅 範

よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よつて本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立全員であります。

よつて議第一号に対し、本案のとおり附帯決議を付することに決しました。

○議長（吉田 正）次に、議第二号から議第五号、議第八号、議第十三号、議第十九号、議第二十号、議第二十三号及び議第二十四号の十議案を一括して採決いたします。

お諮りします。ただいま総務文教常任委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よつて本件は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第二、議第十四号から議第十八号、議第二十一号、議第二十二号及び議第二十五号から議第二十八号の十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田雅範委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田雅範登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第十四号から議第十八号、議第二十一号、議第二十二号及び議第二十五号から議第二十八号の十一議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、三月八日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第十四号 五條市子ども医療費助成条例の一部改正については、子ども医療費助成制度を拡充し、助成の対象に中学生の通院を加えるもので、当局から説明があり了承した次第であります。委員から、窓口で支払う金額等についてただしたのに対し、「市内、市外、

県外とも一医療機関、一箇月五百円の負担である。」との答弁がありました。また、新たな対象者の人数についてただしたのに対し、「中学生の通院対象者七百五十名、今年の八月から半年間で二千五百件を見込んでいる。」との答弁がありました。また、病院での窓口支払いの無料化に対する国のペナルティを廃止するよう頑張ってもらいたいとの意見がありました。また、委員から、財源についてただしたのに対し、「子ども医療費助成の事業費一千九百十六万円であり、県の助成が二百九十七万八千円である。」との答弁がありました。

次に、議第十五号 五條市介護保険条例の一部改正については、介護保険料の減免申請期限を納期限までに改めるとともに、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の取組時期を平成二十八年四月一日に早めるもので、当局から説明がありました。了承した次第であります。

次に、議第十六号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、条文の追加及び文言の整理等をするもので、当局から説明がありました。了承した次第であります。委員から、対象事業者の一覧表の提出要求があり、委員会ですぐ許可後、議長から理事者に対し資料の提出を求め、資料を配布し「市内の十三ある通所介護事業所のうち八事業所が小規模事業所に該当し、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行予定である。」との答弁がありました。また、委員から、事業者の方への介護報酬が引き下げられたことによる悪影響がないような形で実施されたいとの意見がありました。

次に、議第十七号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、国における指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、条文の追加及び文言の整理等をするもので、当局から説明がありました。了承した次第であります。

次に、議第十八号 五條市営住宅条例の一部改正については、市営住宅の入居資格要件に、過去において明渡し手続等をせず無断退去した者及び家賃を滞納する等の五條市営住宅条例に違反し、明渡し請求を受けた者を除外する項目を追加するもので、当局から説明がありました。了承した次第であります。委員から、明渡し請求をした人数についてただしたのに対し、「訴訟等を起こし退去された二名である。」との答弁がありました。また、情状酌量する場合についてただしたのに対し、「例えば、滞納家賃全額を支払われたり、暴力団員でなくなったと判明した場合等が考えられる。」との答弁があり、委員から、徴収率についてただしたのに対し、「徴収率は八六・四八パーセントである。」との

答弁がありました。

次に、議第二十一号 五條市立デイサービスセンターおおう条例の廃止については、平成二十三年の紀伊半島大水害により被災した五條市立デイサービスセンターおおうを取り壊すため、公の施設としての用途を廃止するもので、当局から説明があり了承した次第であります。が、委員から、被災前の利用者数及び被災後の対応についていただいたのに対し、「被災前は、一日三人から五人の利用で週二回デイサービスを実施しており、平成二十四年六月からは、ふれあい交流館において一般財団法人大塔ふる里センターがデイサービスを行っている。」との答弁がありました。また、建物に対する災害保険についていただいたのに対し、「金額については正式な査定が出ていないが一億円以上は出ると聞いている。」との答弁があり、委員から、建物に対する償還金の残額についていただいたのに対し、「平成二十六年度末の残債は八千八百七十七万三千二百五十六円である。」との答弁があり、委員から、跡地利用についていただいたのに対し、「大塔復興支援と地域産業の活性化を図る目的で現在検討しているところである。」との答弁がありました。

次に、議第二十二号 五條市在宅障害者福祉センター設置条例の廃止については、昭和五十九年に障害者の家族等からの要望により、障害者が集える場所を提供するため設置されたが、障害者自立支援法の施行等に伴い障害者への支援策が整えられ、市内外の事業所でサービスを受けることができるようになり、必要としなくなり、現状に沿ったものとするため本条例を廃止するもので、当局から説明があり了承した次第であります。が、委員から、障害者自立支援法の施行は平成十七年であるが、今廃止する理由と施設の場所についていただいたのに対し、「場所は、新町三丁目九九番地の一四、福祉センター西側の福祉作業所で開設されたものである。今廃止する理由については、障害者自立支援法等が施行されたときに廃止すべき条例であるが、見直しをしたところ事実上運営をしていない状況で条例だけ残っていることが判明し、今回条例の廃止を提出したもので、事務の不手際についておわび申し上げたい。」との答弁があり、委員から、各部局においても必要でないものや整合性のない条例がないか再度見直しをしてもらいたいとの意見がありました。また、福祉作業所というのは、あすなる園であるがその建物を解体するのかたまたまのに対し、「現在作業所として使用しており、そのまま使用するものである。」との答弁がありました。

次に、議第二十五号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定については、増額として一般管理費二百五十八万五千元、保険財政共同安定化事業拠出金一千五百七十四万七千元、療養給付費等負担金等返還金三千六百九十九万五千元、減額として後期高齢者支援金一千八百二十五万八千元、高額医療費共同事業拠出金百十六万四千元の合計三千五百九十九万五千元を追加し、その財源は保険財政共同安定化事業交付金、一般会計繰入金及び繰越金を追加するとともに、高額医療費共同事業交付金を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ五十二億四千八百八十七万二千円とするもので、当局の説明により了承した次第ではありますが、委員から、保険財政共同安定化事業交付金の歳入の財源についてただしたのに対し、「国民健康保険団体連合会からの交付金である。」との答弁がありました。

次に、議第二十六号 平成二十七年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、人事異動による人件費六十五万八千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ五億四千四百五十八万八千円とするもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第二十七号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、流域関連公共下水道事業四千二百十万円を繰り越すもので、当局の説明により了承した次第ではありますが、委員から、工事の概要についてただしたのに対し、「場所は野原西二丁目の南都銀行野原出張所からJAならけん野原支店に通じる一方通行の道路であり、二五〇メートルに下水道管を埋設する工事である。十月に発注をしたが、水道管の仮設工事や一方通行解除のため警察との協議、また、バス路線となっており通常は一日八時間工事をするが、七時間に制約されたこと等により繰越しするものである。」との答弁がありました。計画性をもった工事発注をしてもらいたいとの意見がありました。

次に、議第二十八号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、墓地事業費一千五百十一万円を減額し、財源である一般会計繰入金を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三百三十万円とするもので、当局の説明により了承した次第ではありますが、委員から、事業が進められなかった理由についてただしたのに対し、「牧野地区自治連合会との最終的な合意形成が取得できず、不測の日数を要したためである。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された十一議案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、五條市版地域包括ケアシステム全体構想（素案）について報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）トイレ休憩のため、三時四十五分まで休憩いたします。

午後三時三十二分休憩に入る

午後三時四十五分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第三、議第十二号、議第二十九号から議第三十八号までの平成二十八年度各会計予算案並びに関連議案の十一議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会益田吉博委員長。

〔予算審査特別委員長 益田吉博登壇〕

○予算審査特別委員長（益田吉博）ただいま議題となりました、議第十二号及び議第二十九号から議第三十八号までの十一議案につきまして、

予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月八日の本会議におきまして、平成二十八年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、吉田雅範議員、山口耕司議員、福塚 実議員、岩本 孝議員、窪 佳秀議員、牧野雅一議員と私、益田吉博の七人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、益田吉博が、副委員長に窪 佳秀委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については十一日、十四日及び十五日の三日間とすること並びに審査順序及び審査方法等について協議いたしました。

なお、予算関連議案の議第十二号は総務費で提案者の説明を受け、審査を行いました。

以下、十一日に開会いたしました審査の結果と概要を報告いたします。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の質疑の概要につきましては、次のとおりであります。

一 青少年育成における指導者による行き過ぎた指導に対する相談状況についてただしたのに対し、「調査はしていないが相談されたことはない。」との答弁があり、事故が起こってからでは取り返しがつかないので通報や情報があればすぐに確認をしてお対応してもらいたいとの意見がありました。

二 南奈良総合医療センターに対するイニシャルコスト及びランニングコストについてただしたのに対し、「まず、イニシャルコストとして建設事業に係る総事業費は百九十六億六千万円を予定しており、財源として国庫補助金が約六十四億四千万円、地方債が百三十二億二千万円である。また、当該起債の利息を含めた総償還額の見込みは百七十六億三千万円で、交付税算入額と奈良県の負担額を差し引くと三十四億五千万円となり、構成市町村における五條市の負担割合が二九・九五パーセントであるため約九億七千万円となり、単年度では約三千万円となる見込みである。次に、ランニングコストとして建設改良事業費の繰出金一億円については構成市町村で案分するため、約三千万円となる見込みである。」との答弁があり、この病院を市民が利用するための各部局における施策についてただしたのに対し、「すこやか市民部としては、国民健康保険での脳ドック事業、各種がん検診、骨粗しょう症検診等について南奈良総合医療センターで利用できるよう交渉している。また、広報五條等により広報してまいりたい。あんしん福祉部では、地域包括ケア会議において各関係機関団体に広報していただくようお願いしている。市長公室としては、職員の人間ドックの受診において周知している。」との答弁があり、委員から、初診料というのは紹介状がない場

合は五千円近く取りなさいと指導されているが、この病院は一千円と消費税である。医療機器もいいものが導入されており、利用を促進して赤字にならないようお願いしていかなければならないとの意見がありました。

三 南奈良総合医療センターへの通院バスに係る乗車人数の計画についてただしたのに対し、「五條病院へのバスによる通院者等を試算して、一日四十五人から五十人の利用があると想定し、何台バスが必要かということから計画しており、病院側の経営面から試算した患者数による試算はしていない。」との答弁があり、委員から、病院側としては、一日七百人の利用を見込んでおり、それで経営が成り立つと試算している。五條市の負担割合やバスの利用割合等を考えると百人ぐらいが利用すると思うが輸送体制はできるのかただしたのに対し、「一日八往復あるが、受付時間等に間に合うのが三便から四便である。乗車定員が三十数名であるため、それぞれの便に全員乗れるかは不明である。実状を把握して、もし乗れないようなことがあれば、速やかに対策を練っていく。」との答弁があり、委員から、状況を把握してよりよい運行計画をさらに立ててもらいたいとの意見がありました。

四 香芝市のデマンド交通は、八台の車両で、月曜日から金曜日の午前九時から午後四時三十分まで、運賃は二百円で運行しており、事業費は四千五百万円であるが、五條市のデマンド交通の予算についてただしたのに対し、「平成二十七年度から始めた実証運行の延長ライン上での予算要求となっている。」との答弁があり、第三次五條市行政改革大綱アクションプランでは、フルデマンドに向けた運行を目指したいとの見解であったが、奈良交通株式会社への補助金が多くなっていることについてただしたのに対し、「奈良交通のバス路線とフルデマンド運行を分けて考えている。また、奈良交通のバス路線をフルデマンドにすると、朝夕の大量輸送ができないという課題が残るため判断しかねている。」との答弁があり、委員から、実証実験でいいシステムを導入しているので路線を拡充して進めていかなければならないとの意見がありました。また、病院へのバス路線が確実に運行できるかを検証することについて市長にただしたのに対し、まだ不透明なこともあるが、検証しながら総合的に判断をして臨機応変に進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、病院へ行く運賃についても五條バスセンターで乗り継いで行くには、往復八百円掛かるので半額負担することや敬老パスを出す等精査して多くの方が病院に通院できる体制を一日も早く構築してもらいたいとの意見がありました。

五 今回の予算において公会計制度の統一的な基準による取組の中で今後やっていけるのかただしたのに対し、「公会計制度は決算ベースでつくることになるので予算編成については従来通り行った。今後の流れとして奈良県では財産管理や物品調達も含めたシステムで会計と予算が統合され、最終的には決算ベースで集計されるシステムとなっている。そのようなシステム改修に対する費用や取組、また、市民に分かりや

すく説明できる資料の作成について研究してまいりたい。」との答弁があり、委員から、システム等に対する総務省の支援を活用して、一刻も早くしてもらいたいとの意見がありました。また、複式簿記になって現金発生主義で帳簿に付けていかなければならないがシステム体制づくりに対する各部局との連携についてたまたまの対し、「まだ取り組めていない状況であり、今後御意見を参考にして取り組んでまいりたい。」との答弁があり、委員から、五條市の財政状況を市民にお示しできる制度なのでしつかり推進してもらいたいとの意見がありました。

六 防災行政無線での放送内容についてたまたまの対し、「災害時における緊急情報はもちろんであるが、試験放送も兼ねて定時のチャイムや行政放送等を考えている。」との答弁があり、委員から、市からの大切なお知らせにも活用してもらいたいが、聞こえにくい場所に対する携帯電話への配信についてたまたまの対し、「対応番号へ電話することによって自動音声で再度聞ける仕組みも考えていきたい。」との答弁があり、委員から、インターネットを活用した仕組み作りについてたまたまの対し、「考えていきたい。」との答弁がありました。

七 国土交通省の工事で、野原西地区の築堤工事が二箇月にわたって止まっているとのことで委員の所に投書があったが、市で把握しているのかたまたまの対し、「現在聞いていないので、国土交通省に確認をし、早急にお答えしたい。」との答弁があり、委員から、しつかり調べて報告願いたいとの意見がありました。

八 京奈和自動車道大和御所道路は予定どおり平成二十八年度中に開通する見込みなのかたまたまの対し、「国土交通省からはそのように聞いている。」との答弁があり、今回の補正予算の繰越明許費にある五條インター周辺地域振興拠点施設整備事業の内容についてたまたまの対し、「道の駅の市場調査等である。」との答弁があり、委員から、平成二十八年度予算にある五條インター周辺地域振興拠点施設整備基本設計測量業務の内容についてたまたまの対し、「道の駅、それに伴った施設等の整備に係る基本設計、測量業務を行うものである。」との答弁があり、繰越事業との関連性についてたまたまの対し、「繰越事業については、平成二十八年度に行う基本設計等の資料となる調査を行うものである。」との答弁がありました。また、委員から、過疎地域自立促進計画にある京奈和自動車道五條インターチェンジ周辺景観向上事業の内容についてたまたまの対し、「五條インター周辺に植栽しているコスモス等により景観向上をする事業である。」との答弁があり、奈良県とのまちづくり包括協定に基づく五條インター周辺整備に対する奈良県の協力内容についてたまたまの対し、「国道三一〇号の整備や道の駅に対する協力等である。」との答弁があり、委員から、五條インター降り口に新町地区や十津川温泉等の案内看板の設置を国土交通省に要望してもらいたいとの意見がありました。

九 公用車の日常の点検についてたまたまの対し、「五條市公用自動車等運行管理規程により日常点検を行わなければならないとなっております、

規定に則した管理を徹底してまいりたい。」との答弁があり、公用車の洗車についてただしたのに対し、「集中管理の車については、汚れ具合に応じて職員が手洗いをしているが、ガレージがほとんどないため維持するのは難しいが、方針や基準を決めて周知してまいりたい。」との答弁があり、委員から、きれいにしよう心掛ければ安全運転にもつながると思うのでお願いしたいとの意見がありました。

十 職員の運転免許証の確認についてただしたのに対し、「定期的に所属長が職員の運転免許証を直接確認している。」との答弁があり、委員から、運転免許停止処分中であつたりすることをしっかりと確認してもらいたいとの意見がありました。

十一 市内で開催されるイベント等の市内外への周知についてただしたのに対し、「散らし、ポスター、のぼり、ホームページ等により告知するとともに、集客数の多いイベントについては、マスコミに情報を発信することも今以上に進めていく必要がある。また、内容や実行委員会の充実を図り、継続していくことが一番大切である。」との答弁があり、委員から、一人でも多く来ていただける工夫をお願いしたいとの意見がありました。

十二 公用車の運行記録日報についてただしたのに対し、「全部把握していないが、運行記録日報には行き先、走行距離、給油の有無等を記載する必要がある。」との答弁がありました。また、適切にオイル交換されているのかただしたのに対し、「目安の走行距離になればオイル交換しているものと認識している。」との答弁がありました。

十三 過疎債が財源の充当として用いられているが借金も増えることになる。今後の財政改革についてただしたのに対し、「地方債の機能として年度間の財源調整や世代間の負担の公平性という観点があるが、借金であるので真に五條市として整備しなければならないものについては、計画的に予算編成や財源活用に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

十四 繰越事業が多いが各事業のスケジュールはきちつと立てているのかただしたのに対し、「年度当初、各課で事業計画を立て執行しているが、繰越予算を早期に執行する側面もあり、年度当初は当初予算に取り掛かることは人的にも非常に難しい。また、災害等の事案により業務の遅延もあるが、繰越事業をなくしていくよう職員一同頑張っております。」との答弁がありました。

十五 危機管理課で行った発電機等の入札について、参加資格を持っている業者数についてただしたのに対し、「十七者である。」との答弁があり、そのうち何者に依頼を出したのかただしたのに対し、「選定して十二者に依頼した。」との答弁があり、選定方法についてただしたのに対し、「それぞれのガイドライン等により審査をし、入札依頼業者を決定している。」との答弁があり、十二者の選定結果についてただしたのに対し、「十七者の中から準市内を除き、実績等を加味して選定したものである。」との答弁がありました。また、委員から、以前のア

ルフア米等の入札における登録業者数についてただしたのに対し、「十三者である。」との答弁があり、何者に依頼したのかただしたのに対し、「五者である。」との答弁があり、入札参加者数についてただしたのに対し、「二者である。」との答弁があり、先ほどの発電機の入札との整合性についてただしたのに対し、「入札については市の契約規則により三者以上ということで五者に依頼をしたもので、市内業者を優先するという考え方で、前回からの実績等を検討するとともに、前年に辞退届が出ている業者や棄権している業者等を考慮して選定したものである。」との答弁があり、委員から、入札業者に不審感のない公平・公正な入札をお願いしたいとの意見がありました。

十六 補助金を交付している団体等に対し、決算書や事業報告書の提出は徹底しているのかただしたのに対し、「補助金を出している各種団体から交付申請等を提出してもらい、事業が終われば会計決算とともに事業報告を必ず提出してもらっている。」との答弁があり、委員から、事業報告、決算報告を徹底してもらいたいとの意見がありました。

十七 新町の吉野川の堤防に桜を植えて観光につなげることにしていたのに対し、「堤防に木を植えると根が張ることにより堤防に悪影響を与え、洪水時に決壊の恐れがあり、堤防の構造物を避けた部分にしか植えることができない。」との答弁があり、堤防への植栽は国土交通省の許可が下りないのかただしたのに対し、「堤防の構造物に木を植えることは、許可が下りないと考えている。」との答弁があり、委員から、前向きに考えてもらいたいとの意見がありました。

午前十一時五十三分に昼食のため休憩に入り、午後一時三十分審査を再開しました。

十八 野原西地区の築堤工事が止められていることに対して、国土交通省に問い合わせた結果についてただしたのに対し、「電話にて問い合わせたが、担当者が不在であり確認できなかった。」との答弁があり、引き続き問合せしてもらいたいとの意見がありました。また、委員から、これだけの工事を止めることに対して国から連絡はまったくないのかただしたのに対し、「ない。」との答弁がありました。

十九 五條市過疎地域自立促進計画にあるごみ処理中継施設整備事業費六億三千万円の根拠についてただしたのに対し、「必要な面積に該当する用地費、施設費、想定される進入路の工事費等の積算の結果である。」との答弁があり、場所を特定した試算なのか規模による概算なのかただしたのに対し、「概算である。」との答弁があり、ごみ仮中継施設整備事業費五百万円はみどり園に設置するのか新たな場所に設置するのかただしたのに対し、「今年度でリサイクル施設での分別作業等を止め、業者に直接引き取ってもらうために必要なストックヤードの確保とリサイクル施設の機械の解体工事である。」との答弁がありました。

二十 国道三一〇号から五條高校跡地へのアクセス道路の概算の積算等はいつ頃をめどに考えているのかただしたのに対し、「今後進めていく

中で協議しながらやってまいりたいが、平成二十八年度は予算も付いていないので、回答はできかねる。御理解をいただきたい。」との答弁があり、委員から、極力早く概算が出せる状況をつくってもらいたいとの意見がありました。

二十一 中央公園の今後の整備計画についてただしたのに対し、「平成二十八年度では、土地開発公社等の土地を利用した公園の拡大、利用者の移動を円滑に行うための動線の整備、駐車場の計画、幼児や子供が安心して水に親しめるような施設の計画、売店などが入れる器の整備等のための基本計画を実施してまいりたい。」との答弁がありました。

二十二 上野公園のアクセス道路の整備についてただしたのに対し、「現在、測量中であり、道路の法線等について、経済性、有効性を検討しているところである。」との答弁があり、委員から、上野公園の体育館が完成したら、五條東中学校の卒業生でバレーボールのプレミアリーグで活躍している野村明日香さんを招致することも検討してもらいたいとの意見がありました。

二十三 一一九番通報に対する関係機関への連絡体制についてただしたのに対し、「五條市消防本部当時は、例えば、警察、電力会社、ガス会社等必要などころに必ず連絡するリストを作成して連絡するようになっており、これまでと同じようになっていると聞いている。」との答弁があり、従来どおりに対応できているのか確認をしているのかただしたのに対し、「三月二日に二見地区で火災があり、五條市消防本部当時は連絡をしていたが、今は種別によって連絡が入らなかったことが判明し、改善するという報告を受けている。」との答弁があり、委員から、奈良県広域消防組合が連絡するとともに、五條市としても連絡確認する必要性についてただしたのに対し、「三月二日の件を受けて、奈良県広域消防組合五條消防署に対し、五條市消防本部当時連絡していたところには必ず連絡することを申し入れた。」との答弁があり、委員から、今までの連絡体制を効率よく生かせるよう取り組んでもらいたいとの意見がありました。

二十四 障害者優先調達推進法の推進に向けた取組状況についてただしたのに対し、「各課には、部長会等々を通じて周知し検証していく中で、物品購入等に関する事務取扱マニュアルでは、入札することを前提に作られているため、障害者福祉施設等から調達するのか入札するのか書かれていない。市内業者優先と福祉施設等からの調達とのバランスの課題等もあり、統一した調達方針を作るべく検討を進め、新年度から新しいルールに基づいて調達してまいりたい。」との答弁があり、法律の趣旨を認識して取り組む体制を構築してもらいたいとの意見がありました。

二十五 公有地の草刈り、樹木の伐採等を行うマニュアルの作成状況についてただしたのに対し、「草木の生い茂る場所、時期、業者発注の方法等をマニュアル化した。予算を配分して確実にその時期に実施していくとともに、職員のパトロール等により交差点の見通しの点検等も実

施してまいりたい。」との答弁があり、委員から、学校の通学路、見通しの悪い交差点、五條市の玄関口である五條インター周辺や本陣の交差点等の環境整備をお願いしたいとの意見がありました。

二十六 市内業者の育成に対する新年度からの取組についてただしたのに対し、「物品の調達については、平成二十六年度の金額ベースで市外業者が一八パーセントであり、市内業者からの調達を進めることで本市の経済の活性化につながるものと考えている。調達方針の新しいルールに基づき、平成二十八年度から取り組んでまいりたい。」との答弁があり、工事関係の取組についてただしたのに対し、「工事関係については、現在最低制限基準価格を事後公表としているが、一部試験的に事前公表に取り組むことや土木工事においてランク別の発注基準の見直しを考えている。また、一般競争入札において事前審査を事後審査に変更することを考えている。」との答弁があり、工事関係はいつからするのかわかったのに対し、「平成二十八年四月から取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

二十七 土地借上料に対する取組状況についてただしたのに対し、「十二月議会で格差の大きいものから順に四十三件と交渉をした結果、十四件について契約額を変更するなど進捗をした。残りのうち十件についてはＪＲから借り入れている土地であり、どこか自治体も同じ算定根拠でやっているということではない状態である。そんな中例えば、駐車場であれば近隣の民間駐車場との均衡や市が収益を上げているものとのバランス等の課題も出てきたこともあり、一月二十八日に行政改革推進本部会議の幹事会で今後の取組について協議したが、結論には至っていないため引き続き研究も含めて取り組んでまいりたい。」との答弁がありましたが、委員から、取組状況の一覧表の資料請求があり、委員会で許可後、議長から理事者に対し資料の提出を求め、資料を配布しました。委員から、問題に対して各部署との協議を重ね、精度の高い算出基準にしてもらいたいとの意見がありました。

二十八 防災と防犯に対する意識の格差があるが、他市の防犯に対する事例も参考に防犯意識を高めることについてただしたのに対し、「防災も防犯も大事である。他市の事例も参考にしてまいりたい。」との答弁がありました。また、五條小学校前の横断歩道周辺や市役所駐車場への防犯カメラの設置予定についてただしたのに対し、「自動販売機を設置する民間の活力を利用して、五條小学校の玄関方向と、市役所の駐車場方向に向けた監視カメラを付ける予定である。」との答弁があり、市役所周辺に監視カメラを設置することは犯罪の抑止にもなるが、今後の取組についてただしたのに対し、「財産管理している部署と協議して進めてまいりたい。」との答弁があり、委員から、部署の垣根を越えて、一緒に協議をして対応してもらいたいとの意見がありました。また、庁舎内で盗難事故が同じ場所でも二回起こっているが一回目と二回目、の後の防犯対策についてただしたのに対し、「一回目のときに二重施錠、センサー及びセンサーライトを設置し、二回目のときは更にセン

サーライトを設置するとともに、中が見えるドアにカーテンをしたり、夜間警備の時間をランダムに巡回してもらう等の対策を講じている。」との答弁があり、委員から、防犯カメラの設置も必要であるとの意見がありました。

二十九 繰越明許費の中で改善の余地のあるものに対する対策についてただしたのに対し、「職員の人数確保とスキルアップが第一歩であるが、技術者の確保が難しいのが現状である。計画をきちっと立て、事業の執行をチェックしながら、各課の仕事量に目配せをしていく。」との答弁がありました。

午後二時四十六分、東日本大震災五周年追悼式に合わせて、一分間の黙とうを捧げた後、総括質問を再開しました。

委員から、今年度、経験や能力のある技術者を採用したが、繰越事業を減らすことに貢献できるめどについてただしたのに対し、「今年度、社会人で一定程度の経験のある技術者を四人採用し、現場から即戦力になっていくという言葉をもっている。」との答弁がありました。

三十 シャープ株式会社との離職者を採用したが、どんな仕事をしてもらうのかただしたのに対し、「例えば、システム改修などの見積りを取る中で、作業にあたる技術者数や時間数などを全般的にチェックすることや、システム構築に関してもチェックしてもらうことを考えている。」との答弁があり、具体例についてただしたのに対し、「昨年一月には基幹システムの入替をし、今後も給付金等に係るシステム改修も度々ある。それに対するベーシックな専門知識をもっている職員がいないため、そこを主に構築するスキルがあれば有り難い。また、情報セキュリティのスキルというところが本市にとって必要である。」との答弁があり、その採用予定者は市内在住の方なのかただしたのに対し、「市内の方ではない。」との答弁があり、五條市に住む予定についてただしたのに対し、「五條市に住むという話はなかった。」との答弁があり、市内に対し公募等を行ったのかただしたのに対し、「市内に対して公募はしていない。」との答弁があり、委員から、公募が必要であったという意見がありました。また、資料請求した中で、奈良県雇用労政課からシャープ株式会社離職者の雇用についてという文書があることについてただしたのに対し、「大企業的大量離職ということに対して奈良県の雇用対策で、各市町村も含めて事業所に向けて雇用してもらえないか依頼したものと思っている。」との答弁があり、シャープ株式会社離職者の枠の中で取り組むのは公平性に欠ける。今後は五條市に居住して愛着を持つてもらい、市内にとどまってもらうような採用も検討してもらいたいとの意見がありました。

三十一 南奈良総合医療センターの工事が出た残土を、下市町を通って車谷にある奈良県の土捨て場に運んでいた。その下市町の道路が二キロメートルぐらいだけその後全面舗装し直してあるのは、下市町が舗装して返すこと等の条件を付けて通行させたのかただしたのに対し、「下市町に確認したところ、南奈良総合医療センターの工事より前に下市町による道路の舗装計画があり、南和広域医療組合からの支出等はなく、

下市町の事業でしたとのことであった。」との答弁があり、委員から、農道等を大型の車が頻繁に走るような場合には、道を悪くしたら補修してもらおうよう五條市から申入れをしてもらいたいとの意見がありました。

三十二 市有の山林等を近隣の住民等が分けてもらうことは可能なのかただしたのに対し、「行政財産として管理しているものは難しいが、普通財産として管理していて五條市として必要がなく、地元の方に利用してもらった方が有効に活用できる財産については売却等を行ってまいりたい。」との答弁がありました。

三十三 五條市過疎地域自立促進計画でごみ処理中継施設整備に六億三千万円となっていて、平成二十八年度三千万円、平成二十九年三億円、平成三十年三億円とあるが、本会議での市長の答弁であれば、一発で六億三千万円予算を付けなければ間に合わないのではないかとだしたのに対し、「本会議で平成二十九年四月までにやりたいと話したが、やまと広域環境衛生事務組合のごみ焼却施設が来年四月から稼働するのでそれをめどにするのは当然である。」との答弁があり、みどり園の使用期間の延長についてだしたのに対し、「平成二十九年九月まで変更協定を行っている。」との答弁があり、できるだけ平成二十九年四月一日までに中継所ができるよう努力してもらいたいとの意見がありました。

午後三時二十四分に総括質問が終了し、十一日の委員会は閉会しました。

十一日に引き続き、十四日、午前十時から各会計別の審査を行いましたので、質疑の概要を申し上げます。

審査に入る前に、十一日の委員会で国土交通省に問い合わせることとなっていた件について、理事者に報告を求めたのに対し、「国土交通省近畿地方整備局和歌山河川工事事務所に確認したところ、約二箇月間工事を休んでいたが、現在は、工事に着手している。」との報告があり、委員から、市民の安心・安全を守る重要な工事である。二箇月工事が止まった原因については担当者に聞いて報告できることは報告してまいりたい。工事の施工監理等は担当官庁がするものであるので、詳しい事情等については担当者に聞いて報告できることは報告してまいりたい。」との答弁があり、委員から、原因究明に向けて、行政もしっかり動いてもらいたいとだしたのに対し、「早々に国土交通省に出向いてきちつとした内容を確認して、築堤工事がスムーズな形で進む環境づくりに市としてもできる限り協力してまいりたい。」との答弁がありました。

引き続き審査に入り、初めに、一般会計、特別会計及び企業会計における給与費の審査を行い、当局の説明により了承した次第であります。が、大塔支所の職員が二名減になっている要因についてだしたのに対し、「平成二十七年四月の人事異動により一名は一般財団法人大塔ふ

る里センターに派遣、一名は農林政策課に異動になったが、機構改革により小規模住宅改良部門の一名が大塔支所に配置されたことにより最終的には一名減となった。」との答弁があり、委員から、一名減となったことについてただしたのに対し、「運転手二名が異動により一名減になったが、現在臨時の運転手を雇用し、対応している状況である。」との答弁がありました。また、委員から、全ての職員に対する人件費の額についてただしたのに対し、「特別職の報酬等も含めトータルで三十五億一千万円である。」との答弁がありました。

次に、一般会計歳出のうち、議会費についての質疑はありませんでした。

次に、議第十二号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正については、五條市行政不服審査会条例及び五條市学校適正化推進実施委員会条例の制定に伴い、それぞれの条例に基づく委員の報酬及び旅費に係る規定を加えるとともに、併せて廃止される学校適正化検討委員会委員に係る規定を削るため、本条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、総務費についてであります。

一 地域公共交通に掛かる経費についての資料請求及び委員から参考資料の配布申し出があり、委員会で許可後、議長から理事者に対し資料の提出を求め、両資料を配布し、委員から、香芝市デマンド交通利用ガイドについて説明があり、次に、理事者からコミュニティバス、デマンド型乗合タクシー、デマンド型コミュニティバス及び奈良交通路線バスのそれぞれの運行状況一覧並びに「釜窪・木ノ原・二見付近」デマンド交通実証運行一覧について資料に基づき説明がありましたが、委員から、大変多くの費用が掛かっている。また、路線バスに対する補助金はその運賃の三倍から四倍出している状況である。早急によりよい地域公共交通システムの構築をお願いしたいとの意見がありました。

二 住民情報システムクラウドサービス利用料の内容と支払先についてただしたのに対し、「内容としては、ネットワーク回線の使用料、カスタマイズ費等であり、支払先は、日立システムズ株式会社である。」との答弁があり、日立システムズ株式会社を選択した経緯・経過及び業者変更した理由についてただしたのに対し、「旧システムは平成三年から五年頃に構築されたもので、マイナンバー制度に伴うシステム構築をするにあたり、古い機器となっていたこともあり、プロポーザルにより業者選定を行い、当初の五者から三者に絞り最終的に日立システムズ株式会社と契約したものである。平成二十七年一月から移行している。」との答弁があり、プロポーザルの目的及び業者変更によるメリットについてただしたのに対し、「旧システムが古く、マイナンバー制度に伴うカスタマイズに不足がないかも含めて検討した結果であり、メリットとしては委託金額が安くなったことである。」との答弁があり、住民情報システムクラウドサービスの金額は業者の言い値に近いと思う。先般のシャープ株式会社から職員を採用したのは、そういう能力を持った方に金額が妥当なのかをチェックしてもらったためなのかただし

たのに対し、「そういうことで採用を進めているが、今回の予算要求時は採用前である。」との答弁があり、委員から、能力を活用した配置、業務の取組をお願いしたいとの意見がありました。

三 携帯電話伝送路管理委託料及び観光・防災Wi-Fiステーション整備委託料の内容についてただしたのに対し、「携帯電話伝送路管理委託料は、西吉野町、大塔町の不感地帯から基地局までの伝送路の管理委託である。また観光・防災Wi-Fiステーション整備委託料は、観光拠点として重要な伝統的建造物群保存地区である新町地区に三箇所、防災拠点として、（仮称）五條総合体育館へのWi-Fiステーションを整備するものである。」との答弁があり、財源についてただしたのに対し、「二分の一が国庫補助金である。」との答弁がありました。また、委員から、Wi-Fiステーションの場所の周知についてただしたのに対し、「観光客や来訪者に周知徹底できるよう取り組んでまいります。」との答弁がありました。

四 財産管理費の委託料で昨年より五十万円以上増額しているものについてただしたのに対し、「電話交換業務、庁舎前等駐車場整理業務及び庁舎宿直業務委託料については、平成二十七年度は入札後の契約金額で、平成二十八年度は契約期間が終了し新たに入札するにあたり見積額を計上しているためである。」との答弁があり、清掃業務委託料は約百万円下がっていることについてただしたのに対し、「平成二十七年度に見積額で計上し、平成二十八年度は入札後の契約金額を計上したものである。」との答弁がありました。

五 地方創生推進アドバイザーにしてもらう仕事内容についてただしたのに対し、「子育て関係の支援をしてもらうものである。」との答弁があり、財源についてただしたのに対し、「市の単独事業である。」との答弁がありました。

六 防犯灯設置補助金が昨年より百万円増額になった理由についてただしたのに対し、「昨年度早々に予算がなくなったため増額したものである。」との答弁があり、補助金の額についてただしたのに対し、「一基あたり最高二万円で、一自治会五基までとなっている。」との答弁がありました。

七 大塔元気まつり補助金が昨年度より大幅に減額していることについてただしたのに対し、「昨年度の実績が六十七万円であったため七十万円で計上したものである。」との答弁がありました。

八 新庁舎整備基本計画等は、新庁舎に五條土木事務所等の県の施設や商工会等も一緒に建物に入れる計画なのかただしたのに対し、「現在は市役所単体の建物の基本計画としているが、今後市民の意見もいただき、いろんな方向性を検討する費用である。」との答弁がありました。

九 住民情報システム改修委託料及び住民情報システム機器等保守点検委託料についてただしたのに対し、「システム改修をした業者に保守を

してもらうものである。」との答弁がありました。

十 自動車購入費百十五万円は軽四なのかただしたのに対し、「軽四である。」との答弁がありました。

十一 新庁舎整備基本設計業務委託料の内容についてただしたのに対し、「基本計画で明らかにされた庁舎の規模・機能・各階の配置等の大きな方針に基づいて、実施設計の前に基本的な設計をするものである。」との答弁があり、図書館は含まれているのかただしたのに対し、「基本計画策定の議論の中でまとめてまいりたい。」との答弁があり、基本計画のときに意見を言えるような機会があるのかただしたのに対し、「様々な意見を取り入れて方向性を決めていく計画である。」との答弁がありました。

十二 地下重油タンク廃止業務委託料の内容についてただしたのに対し、「八、〇〇〇リットルの重油タンクで、砂を入れる方法で廃止するものである。」との答弁があり、水を入れる方法であれば防火用水として使えるので検討してもらいたいとの意見がありました。

十三 ドライブレコーダー導入促進事業補助金の目的についてただしたのに対し、「交通事故防止のみでなく、動く防犯カメラとして準用できることから推進しているところである。」との答弁があり、対象とする車両についてただしたのに対し、「市内の車両の登録台数が二万五千台あり、当初その一パーセントを目標としていたが、評判がいいので目標を五パーセントに見直した。既に五十台は設置したので、残りの四年間で一千二百台に設置するために、一年で三百台と計上したものである。また、対象は市内の個人の車両と考えている。」との答弁があり、補助を受けた方との連携についてただしたのに対し、「補助申請時に、事件等の際に捜査協力していただくよう依頼しており、有事のときに警察に情報提供している。」との答弁があり、委員から、防犯カメラとしてより効果を上げていくための取組をお願いしたいとの意見がありました。

午後零時七分に昼食のため休憩に入り、午後一時三十分審査を再開しました。

十四 ふるさと寄附金お礼品代についてただしたのに対し、「一万円の寄附に対し五千円、三万円の寄附に対し一万円相当のお礼品を、協力業者を通じてお届けするもので、今年の七月をめぐにその業務を専門業者に委託する予定であり、四月から六月までの三箇月分のお礼品代として計上したものである。」との答弁があり、五條市ふるさと応援寄附金業務委託料二千三百七十万円の内容についてただしたのに対し、「ふるさと納税の受付や寄附に対するお礼品の配送等の業務を専門業者に本年七月から委託する予定である。」との答弁があり、この委託料の中にお礼品代も含んでいるのかただしたのに対し、「お礼品代として一千七百七十万円を含んでいる。」との答弁があり、寄附金の使途についてただしたのに対し、「一旦寄附として歳入して、ふるさと五條市応援基金積立金に積み立てるものである。」との答弁があり、ふるさと納

税の年度ごとの推移についてたまたに對し、「平成二十年度が八件で二十七万八千三百円、平成二十一年度が七件で四百十六万円、平成二十二年度が三件で五万一千円、平成二十三年度が六件で二百十二万七千円、平成二十四年度が六件で七十一万三千八百四十七円、平成二十五年が二件で三万三千円、平成二十六年度が九件で二十四万円、平成二十七年は二月十日現在、二千八百二十二件で二千九百七十二万七千円である。」との答弁があり、全部基金に積み立てているのかたまたに對し、「全部ふるさと五條市応援基金積立金に積み立てている。」との答弁があり、他市の状況についてたまたに對し、「業者委託しているところでは、奈良市二億三千七百三十九万円、天理市三千百三十八万円、生駒市六千八百六十六万円、宇陀市三千百十五万円、吉野町五千六百万円で、委託していないところでは、大和高田市九百五十万円、御所市一千三百二十五万円であり、上位のところは専門業者に委託している状況である。」との答弁がありました。

十五 地域公共交通運行業務委託料、路線バス運行維持対策費補助金等の財源についてたまたに對し、「国庫補助金三百五十九万円及び県補助金一千三十万四千円である。」との答弁がありました。

十六 五條市新婚世帯住宅取得補助金の内容についてたまたに對し、「婚姻の届出日から起算して三年を超えない夫婦が、市内で住宅を新築・増築した場合や分譲住宅・分譲マンションを取得された場合対象となり、取得金額の一〇分の一を補助するもので限度額は五十万円である。」との答弁があり、新婚世帯のために親が家を建てた場合の補助金の交付についてたまたに對し、「申請者が負担して住宅を取得した場合が対象であり、申請者の名義となっている建物登記簿及び金銭負担を確かに行っているという資金計画書を提出してもらい確認している。」との答弁がありました。

十七 五條市U・Jターン住宅取得補助金の内容についてたまたに對し、「例えばUターンは、五條市から市外に出ていた方が五條市に戻る場合で、Iターンは、元々都市に住んでいた方が五條市に転入された場合である。また、Jターンは、五條市以外から都心に出ていった方が、元のところに戻らないで途中の五條市に転入した場合であるが、そういう方が五條市で住宅を取得する場合が対象となる。ただし、Uターンについては、申請日前の一年以内に五條市から転出した者は除くとなっている。」との答弁があり、何年間か五條市に住まなければいけないという条件があるのかたまたに對し、「要綱の中に交付の決定を受けてから五年以上本市に定住する者を要件としており、誓約書ももらっている。」との答弁があり、五年以内に転出した場合の補助金の返還についてたまたに對し、「誓約書も提出してもらっており想定していないが、そのようなときは検討してまいりたい。」との答弁があり、委員から、市単であるので市民の負担になるのではないかとたまたに對し、「五年で補助金はペイできる試算であるが、五年以内に転出した場合について整理して進めてまいりたい。」との答弁があり

ました。

十八 過誤納還付金及び還付加算金の内容についてただしたのに対し、「修正申告等により過年度において納めた税金が納め過ぎとなった場合に対する還付金及び還付加算金である。」との答弁があり、昨年度より約五百万円増えている要因についてただしたのに対し、「平成二十七年度的において既に一千二百万円をオーバーしている状況であるが、いろいろなケースがあり一概に言えない。金額的には、法人の修正申告等が大きな要因である。」との答弁がありました。

十九 地番図作成等委託料、鑑定評価時点修正業務委託料、固定資産評価替えに係る標準宅地鑑定評価業務委託料、固定資産評価替えに伴う航空写真撮影共同化事業委託料、家屋評価システム保守点検委託料、固定資産実地調査補助資料作成業務委託料に対する発注方法、契約内容についてただしたのに対し、「まず地番図作成等委託料は、地籍調査や土地の分筆・合筆等により地番図の変更を行う校正作業である。次に鑑定評価時点修正業務委託料は、地価の下落を反映させた路線価とするため標準宅地三百箇所について一年間の下落修正を行う業務である。次に、固定資産評価替えに係る標準宅地鑑定評価業務委託料は、平成三十年度の評価替えに必要な市内三百箇所の標準宅地の鑑定業務である。

次に、固定資産評価替えに伴う航空写真撮影共同化事業委託料は、平成三十年度の評価替えに必要な航空写真の撮影とデータ化業務である。次に、家屋評価システム保守点検委託料は、家屋評価を行うシステムの保守点検である。次に、固定資産実地調査補助資料作成業務委託料は、住宅地図に平成二十七年度的及び平成二十八年度的に増減している家屋や地目変更されている土地を図示し、平成二十九年度の課税の補助資料として作成するものである。また、発注方法については、地番図作成は元の地番図を作成している業者に、鑑定業務は五條市のことをよく分かっている鑑定士に、家屋評価システムの保守点検はシステムの開発業者に、固定資産実地調査補助資料作成業務は住宅地図を作っている業者にそれぞれ随意契約により発注している。また、航空写真については、新規事業であり入札を行う予定である。」との答弁があり、航空写真撮影共同化事業の共同化についてただしたのに対し、「奈良モデルの補助金を活用して、五條市と大淀町と一緒に発注するもので、金額は面積により案分するものである。」との答弁があり、発注方法についてただしたのに対し、「五條市と大淀町が一緒に一つの仕様書を作成し、共に公告をして、同一場所同日に総額について入札を行い、落札額を面積案分してそれぞれの自治体が当該業者と契約をするものである。」との答弁がありました。

二十 徴税費の賃金で臨時雇いする目的についてただしたのに対し、「滞納整理徴収職員のレベルアップのため、国の税務署OBの方に滞納整理の指導員として一名、また、時期的に人が足らなくなる市民税係と固定資産税係の仕事をもらうアルバイト一名である。」との答弁が

あり、五條市の滞納額総額についてただしたのに対し、「平成二十八年二月末で四億五千二百万円である。」との答弁があり、差押え対象の滞納額についてただしたのに対し、「平成二十七年年度の執行状況は約一億七千三百三十万円である。」との答弁がありました。

二十一 過誤納還付金及び還付加算金は五年までは還付できると思うが五年以上の分は含まれていないのかただしたのに対し、「基本的に五年遡ることになっている。国家賠償法では二十年となっている。」との答弁があり、五條市では過徴収金返還要綱はあるのかただしたのに対し、「ある。」との答弁があり、今までに五條市が賠償というところに至る支出があったのかただしたのに対し、「過去にあったと聞いている。」との答弁があり、現在または近い将来にはないのかただしたのに対し、「ないと認識している。」との答弁があり、賠償金となると議会の議決が必要と思うが、要綱だけではなく条例の制定が必要ではないのかただしたのに対し、「議会の判断をいただく上で必要な材料として条例化するかどうかを含めて、また回答させていただきたい。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

二十二 他市では民生委員・児童委員の方がゼロ歳から三歳までの子供を集めて勉強会のようなイベントをしているが、五條市ではしていないのかただしたのに対し、「五條市では、まだ合同で子供たちの支援として遊び教室的なことはしておらず、今後、子育て支援の関係の方々に協力を求めて進めたいと考えている。」との答弁がありました。

二十三 花咲寮の建て替えに関する予算が計上されていないことについてただしたのに対し、「基本計画の中で不動産鑑定をし、その結果で地権者の方と協議をしていくことになるので、金額も未定であることもあり、進捗状況により補正予算等をお願いしたい。」との答弁があり、委員から、みんなで協議をして前向きに取り組んでいくことになっているので確実に補正予算等々を計上してもらいたい。また、土地の評価は妥当なものか確認した上で進めてもらいたいとの意見がありました。

二十四 人権総合センターの飛散防止フィルム貼付工事費の内容についてただしたのに対し、「一階ホール、生活改善室、階段、及び三階の廊下を予定している。」との答弁があり、防災に係るものであるが財源についてただしたのに対し、「人権総合センターは避難所になっているが、交付金がないので市単である。」との答弁があり、委員から、防災に対する交付金がないのは納得がいかない。お互いに調べていい方向にいきたいとの意見がありました。

二十五 緊急通報システムセンター業務等委託料の実績についてただしたのに対し、「昨年度は五百二十七台貸与していて、委託先は大阪ガスセキュリティサービス株式会社である。今年度は二月時点で五百七台貸与している。」との答弁があり、待機人数についてただしたのに対し、

「民生委員から順次声を掛けていただいております。待機者はいないと認識している。」との答弁がありました。

二十六 解体される城戸保育所は避難所に指定されていないのかでしたのに対し、「避難所に指定されている。」との答弁があり、代わりとなる避難所についてただしたのに対し、「河川に近いところなので水害等に対応できる場所を危機管理課と協議しながら早急に結論を出してまいりたい。」との答弁がありました。

二十七 生活保護の対象者への支援内容についてただしたのに対し、「生活保護者で就職・就労できる方には、自立できるよう就労支援・指導をしている。」との答弁があり、自立支援プログラムについてただしたのに対し、「法的トラブル等を抱えた方を支援するために奈良弁護士会と連携を図り、金銭管理が難しい方には社会福祉協議会の権利擁護事業につなぎながら自立支援を図っている。また、ハローワークの求職者の支援につないでいくようにしている。」との答弁がありました。

次に、衛生費についてであります。

二十八 予防費の委託料が例年より増えている要因についてただしたのに対し、「日本脳炎予防接種について平成二十八年度から九歳児に係る四回目の接種が再開されること及びインフルエンザのワクチンが一人につき七百九十二円上がることが要因である。」との答弁がありました。

二十九 診療所費の出動医師報償費が前年度より増えている要因についてただしたのに対し、「二月十日の厚生建設常任委員会では応急診療所の診療時間を二時間短縮する報告をしたが、予算計上する段階では不透明であったため、減額していないこと並びに医師会との協議の中で現在一人で診療しているが、医師を確保できるのであれば二診制も考えていきたいと盛り込んだものであり、不要になった分については、減額補正も検討していきたい。」との答弁がありました。

三十 ごみ集積所等整備事業補助金の実績についてただしたのに対し、「平成二十七年度は今のところない。」との答弁があり、委員から、しっかりとアピールして自治会等から要望があれば対応してもらいたい。また、七万円余しの金額で整備するのは厳しいので金額の見直しもお願いしたいとの意見がありました。

三十一 リサイクルプラザ改修工事費の内容についてただしたのに対し、「リサイクルプラザが今年度で操業を中止するにあたり、市民から持ち込まれた資源ごみを搬入できるストックヤードとして活用するため建物の中を改修するものである。」との答弁がありました。

三十二 リサイクル類直接資源化業務委託料についてただしたのに対し、「みどり園に集められた資源ごみを、入札により選定した業者に直接引き取ってもらい、これまでリサイクルプラザでやってきたことを、その業者に委託するものである。」との答弁があり、リサイクルプラザ

廃止後もこの場所で行っていくのかたまたしたのに対し、「この場所で行える間はしていくが、中継所が新しくできればそこに集積しリサイクル業務は委託してやっていきたい。」との答弁がありました。

三十三 中継所の予算計上についてたまたしたのに対し、「新年度予算には中継所の予算は計上していない。現在候補地を選定するため現地に入っており、話が進み交渉が済めば鑑定を入れ、用地費や設計費等を補正予算により進めさせてもらいたいのではなくお願いしたい。」との答弁があり、市長は補正はせずに当初予算に入れる方針ではなかったのかたまたしたのに対し、「緊急なもの以外は基本原則として補正はしないとしているが、今回に関しては、ある程度の概算は出ているが不確定だということ、これに限り緊急を要するときには補正予算を組んでやってみたい。」との答弁がありました。

次に、農林業費についてであります。

三十四 奈良県強い農業づくり対策事業補助金の内容についてたまたしたのに対し、「西吉野町の選果場の改修に対する補助金である。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

三十五 観光費の設計業務委託料の内容についてたまたしたのに対し、「大塔町にある道の駅のトイレ改修工事、ロッジ星のくにの客室トイレ設置工事、ログキャビンのトイレ設置工事、バーベキューハウス付近のトイレ新築工事等の設計業務委託料である。」との答弁がありました。

三十六 五條市観光イメージアップ事業委託料の内容についてたまたしたのに対し、「JR五条駅前にある観光案内所の運営に係る人件費、着ぐるみ活動、ホームページ、観光マップの作成、看板の修繕等である。」との答弁があり、委員から、今後、野原のカラムの横にも観光案内所のようなものを建てる計画があるので関係課で情報を共有して進めてもらいたいとの意見がありました。

三十七 公衆用トイレ解体工事費の場所についてたまたしたのに対し、「西吉野町和田の旧賀名生小学校の前にある公衆トイレである。」との答弁があり、解体後新たにトイレを設置するのかたまたしたのに対し、「予定はない。」との答弁がありました。

三十八 五條市青空市場補助金三百万円の内容についてたまたしたのに対し、「野原青空市場と二見漁港魚市線の二箇所に対する補助金である。」との答弁があり、補助金の名称についてたまたしたのに対し、「本来であれば、五條野原青空市場と二見漁港魚市線となるものであるが、今回、五條市青空市場補助金としたものである。」との答弁があり、実行委員会に対する補助金であるのでイベントの運営は実行委員会が主体となつてすべきではないのかたまたしたのに対し、「本来は実行委員会の方々が中心になつてやっていただくものであるが、今回初めてのイ

ベントだったのでお手伝いをしたもので、今後は、実行委員会が中心となって長く続くイベントに育ってもらいたい。」との答弁があり、実行委員会が主体となり行政がサポートしていく体制でないと事業継続しないと意見がありました。

三十九 五條なんゅう祭補助金二百万円の詳細についてただしたのに対し、「先ほどのイベントよりも五十万円高くなっているのは、花火を打ち上げる分である。」との答弁があり、来場者数についてただしたのに対し、「当日雨が降っていたことやPR不足もあり来場者が非常に少なく、目測で三千人ぐらいだと考えている。」との答弁があり、主催者についてただしたのに対し、「会長が観光協会会長、副会長が自治連合会会長と商工会会長である。」との答弁があり、イベントの周知が必要であり、主催者の一人でもある観光協会や各種団体にもお願いしてもらいたいとの意見がありました。

四十 きすみ館木質バイオマス熱源施設基本設計委託料及びきすみ館大規模改修設計業務委託料の内容についてただしたのに対し、「木質バイオマスを熱源とすることにより、別棟の施設が必要となる。その施設の設計及びボイラー等を利用して電気も作れないかという基本設計である。また、大規模改修設計はその基本設計を基に施設改修の実施設計をするものである。」との答弁があり、これに係る工事費の見込みについてただしたのに対し、「今のところ三億五千万円を見込んでいます。」との答弁があり、木質バイオマスにすることによる費用対効果についてただしたのに対し、「資料を持ち合わせていない。」との答弁があり、明日の委員会で見てもらうこととしました。

四十一 天誅組関係四市町村協議会負担金の構成市町村についてただしたのに対し、「五條市、安堵町、十津川村及び東吉野村である。」との答弁がありました。

四十二 「維新の魁・天誅組」保存伝承・顕彰推進協議会補助金の内容についてただしたのに対し、「天誅組の事件を明治維新に向かう烽火ととらえ、激闘に散った志士の志を伝えていくことを目的に組織された団体で、講演やツアーの開催、会報の作成等を行っている。」との答弁があり、天誅組百三十周年記念式典に対する取組についてただしたのに対し、「関係課や関係市町村等々と連携しながら対応してまいりたい。」との答弁があり、五條市の観光誘致・活性化につなげていく材料として市を上げて取り組んでもらいたいとの意見がありました。

四十三 風力発電防犯灯設置工事費及び遊具撤去工事費の内容についてただしたのに対し、「水辺の楽校五條側の堤防の大川橋下流に五基、上流に四基ハイブリッド型の防犯灯が設置されているが、上流側は防犯灯の設置間隔が広いところがあり、新たに風力及び太陽光発電を組み合わせた防犯灯を二基設置するものである。また、遊具撤去費は場所の特定はなく、危険な遊具が確認されたときにすぐに撤去するためのものである。」との答弁があり、防犯灯の金額についてただしたのに対し、「製品代、工事費及び経費で一基あたり二百五十万円である。」との

答弁がありました。

四十四 大塔ふれあい交流館制御盤修繕工事費の内容についてただしたのに対し、「エレベーターの改修工事である。」との答弁がありました。
午後四時四十四分に終了し、十四日の委員会は閉会しました。

十四日に引き続き、十五日、午前十時から審査を再開しました。

四十五 昨日のきすみ館木質バイオマス熱源施設基本設計委託料の質問に関して、熱源の違いによる費用対効果の資料請求があり、委員会です可後、議長から理事者に対し資料の提出を求め、資料を配布し、理事者から、「年間客数を三万人と想定した場合、年間の燃料代は、灯油の場合合計で八百一十一万四千円、木質チップの場合合計で七百八十六万六千円、乾燥チップの場合合計で九百二十二万円である。」との答弁がありました。委員から、使用するチップについてただしたのに対し、「木質チップを想定している。」との答弁があり、現在使用しているボイラーの状況についてただしたのに対し、「灯油ボイラーを使用しており二十年以上経過しており修理を頻繁に行っている。」との答弁があり、委員から、きすみ館の集客をしっかりとりたいとの意見がありました。

次に、土木費についてであります。

四十六 道路新設改良事業工事費の工事場所についてただしたのに対し、「十四路線あり、新設二路線で市道西阿田阿田峯線と市道大津相谷線である。新設以外は継続事業である。」との答弁があり、市道西阿田阿田峯線の完成予定についてただしたのに対し、「後二年ぐらい掛かる。」との答弁があり、委員から、南奈良総合医療センターが開院するので早期完成をお願いしたいとの意見がありました。

四十七 建築総務費が前年度より増額している要因についてただしたのに対し、「前年度の職員数は二名であったが新年度は三名で計上したことにによる。」との答弁がありました。

四十八 道路維持費の三つの委託料の内容についてただしたのに対し、「草刈せん定業務委託料は市内十一路線の草刈り業務でパトロールにより草が伸びた状態のときに行うもので、測量設計業務委託料は市道二見二二号線及び市道車谷湯谷市塚線の測量設計、街路樹維持管理業務委託料は高木が一千二百五十八本、低木が七、一二五平米のせん定を行うもので、八月の盆までに終了予定である。」との答弁があり、委員から、通学路もあり通行等に支障が出る前に、順番をマニュアル化して、市民から言われる前に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

四十九 道路新設改良費の測量設計業務委託料の測量場所についてただしたのに対し、「六路線あり、金額の大きいところとしては、市道大津相谷線と市道西阿田阿田峯線である。」との答弁がありました。

五十 道路新設改良費の用地購入費及び橋りよう新設改良費の用地購入費の購入場所についてただしたのに対し、「道路新設改良費の方は市道西阿田阿田峯線、橋りよう新設改良費の方は市道三在九号線の河川を渡る橋を架ける橋台部分の用地購入である。」との答弁がありました。

五十一 市道西阿田阿田峯線や市道大津相谷線のような新設道路もあり担当課職員を一人増やしたと思うが、一人では足りないのではないかた

だしたのに対し、「重点的に取り組む事業であり全体の配置を考えた上で取り組んでまいりたい。」との答弁があり、委員から、人手がいることが分かつているのでよろしくお願いしたいとの意見がありました。

五十二 二見地区都市公園整備工事費の工事場所についてただしたのに対し、「二見保育所跡である。」との答弁がありました。また、委員から、公園整備の内容についてただしたのに対し、「防災的な広場整備として、周囲のフェンスや水路を整備し、ベンチ等を設置するものである。」との答弁がありました。

五十三 都市公園建設事業費の施設用備品購入費はどの施設なのかただしたのに対し、「（仮称）五條総合体育館のどんちよう、ブラインドの購入費である。」との答弁がありました。

五十四 周遊観光拠点施設整備事業費の草刈せん定業務委託料の内容についてただしたのに対し、「市道野原西一九号線の道路用地の草刈せん定である。」との答弁がありました。

五十五 周遊観光拠点施設整備事業費の建築設計業務委託料の内容についてただしたのに対し、「観光交流センターの建築設計業務である。」との答弁があり、完成予定時期についてただしたのに対し、「平成二十八年年度内の完成を目指している。」との答弁があり、委員から、昨年の予算審査特別委員会でも何を作るか分からないものの設計は必要ないと修正案が出たものであり、計画性を持って完成後の運用について関係課と情報を共有して取り組んでもらいたいとの意見がありました。

五十六 周遊観光拠点施設整備事業費の道路整備工事費の内容についてただしたのに対し、「市道野原西一九号線の二八〇メートルの道路工事である。」との答弁があり、周辺観光拠点施設整備事業に掛かる国の補助金は確実に交付されるのかただしたのに対し、「総額で二億円の要求をしているが例年の交付率が約六割であるため一億二千万円の事業費と見込んでいます。」との答弁があり、財源のない予算を計上しているのかただしたのに対し、「国からの交付額の範囲内で事業実施してまいりたい。また五箇年の期限付きの国庫補助事業であるのでそれに納まるよう計画をしている。」との答弁があり、委員から、無駄を省いて効率よく進めてもらいたいとの意見がありました。

五十七 新方式による新町通り電線地中化可能性検討業務委託料の内容についてただしたのに対し、「国土交通省より電線地中化の基準が緩和

され四月一日に施行されることに伴い、新方式による電線の埋設が可能なか検討するものである。」との答弁があり、新方式についてただしたのに対し、「新方式は、埋設する深さが以前より浅くなり、電力線と通信線の離隔距離が短くできるようになったものである。」との答弁があり、検討するだけの委託料なのかただしたのに対し、「地下埋設物の位置等現地に入り詳しく調査するものである。」との答弁がありました。また、委員から、以前にも図面等を作成したのではないかとただしたのに対し、「以前にも地下埋設の調査をしたが旧方式による検討をしたもので、今回は新方式に基づいて調査をするものである。」との答弁があり、埋設する深さについてただしたのに対し、「道路面から三五センチメートルの深さになる。」との答弁があり、以前より浅くなるのに調査が必要なのかただしたのに対し、「以前の調査は地中化が可能かどうかを判断するための部分的な調査であり、今回は、全路線約九〇〇メートルの調査をするものである。」との答弁がありました。

五十八 花管理業務委託料の内容についてただしたのに対し、「五條インターの中でコスモス等を栽培するための除草作業であり、シルバー人材センターに委託し、年に四回から五回草刈りをするものである。」との答弁がありました。

五十九 上野公園施設等整備工事費の内容についてただしたのに対し、「上野公園の野球場、多目的グラウンド、トリムコース等の整備工事である。」との答弁があり、多目的グラウンドのトラックの整備についてただしたのに対し、「トラックのラインの張替えを予定している。」との答弁があり、現在トラックは使っていないのではないかとただしたのに対し、「サッカーが使用しているときは同時使用できないのが現状である。利用者や利用団体とも協議して予算内で整備してまいりたい。」との答弁があり、委員から、無駄のないようにお願いしたいとの意見がありました。

六十 住宅管理費の空家修繕工事費の内容についてただしたのに対し、「東田中団地、今井団地、豊国住宅及び野原東住宅の空家で合計十四件を予定している。」との答弁があり、修繕のスケジュールについてただしたのに対し、「七月から八月に掛けて修繕をし、七月に募集をして九月から入居できる予定である。」との答弁があり、できるだけ早く募集できるよう工夫をお願いしたいとの意見がありました。

六十一 五條インター周辺地域振興拠点施設整備基本設計測量業務の完了予定についてただしたのに対し、「平成二十八年度末を予定している。」との答弁があり、委員から、基本設計等ができれば市民への周知をお願いしたいとの意見がありました。

六十二 五條市まちづくり基本計画作成支援業務委託料の内容についてただしたのに対し、「奈良県との包括協定に基づき、個別協定を締結するための基本計画の作成支援業務である。」との答弁がありました。

六十三 (仮称) 宇井緑地トイレ等建設工事費のトイレの規模及び管理についてただしたのに対し、「規模は二四・一二平米で、男子トイレ大

一、小二、女子トイレ二、及び多目的トイレを予定している。管理は地域の方の協力をお願いしてまいりたい。」との答弁がありました。

六十四 慰霊碑等建立工事費の財源についてただしたのに対し、「紀伊半島大被害寄附金を充当してまいりたい。」との答弁がありました。

六十五 都市公園建設事業費の防災力強化棟建築設計業務委託料の内容についてただしたのに対し、「（仮称）五條総合体育館の完成後に増築する建物であり、一階には自家発電設備、倉庫、二階には飲食を提供できる施設、器具倉庫等を予定している。」との答弁があり、建設工事の予算についてただしたのに対し、「事業費が約二億円であり、財源の確保の見通しがつき次第、建築に掛かる予定であるが、早くても平成二十九年年度になると考えている。」との答弁があり、委員から、自家発電設備は一番大事であるので早期の建設をお願いしたいとの意見がありました。

六十六 都市公園建設事業費の監理業務委託料の内容についてただしたのに対し、「（仮称）五條総合体育館建設工事に係る監理委託料である。」との答弁がありました。

六十七 （仮称）金剛山麓野鳥の森整備事業費の草刈・竹伐採等業務委託料の対象面積についてただしたのに対し、「水路を挟んで約二、〇〇〇平方メートルあるが、その中で農水路、農道に支障を及ぼさない程度の整備である。」との答弁があり、竹の根の処理についてただしたのに対し、「今回の委託に含まれていない。」との答弁があり、委員から、根本的な解決の検討もお願いしたいとの意見がありました。

六十八 以前新町の無電柱化の件でアンケート等もして検討したときに軒下配線の話があったが、今回新方式による電線の地中化を検討するようになっているが、地元とは協議をしたのかただしたのに対し、「新町の町並み保存会の幹事会において意見を伺った。その中では電線の地中化による無電柱化を進めてもらいたいとの意見であった。」との答弁がありました。

午後零時五分に昼食のため休憩に入り、午後一時三十分には審査を再開しました。

六十九 以前、新町通りの舗装工事の件で地区の自治会と協議した際に、無電柱化の話が出たことについてただしたのに対し、「そのときの話では、地域としては舗装を何度もあるような事業の仕方は止めてもらいたいとの要望を聞いている。」との答弁があり、委員から、新しい方式を検討するのであれば、説明しなければならぬ。課の垣根を越えて情報の共有化をして連携して取り組んでもらいたいとの意見がありました。また、委員から、自治会には説明していないのかただしたのに対し、「まだ、説明はしていない。新方式での検討を進める中で、自治会や関係者に新方式でのメリットなどを丁寧に説明し、機運を高めてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

七十 奈良県広域消防組合負担金の増額理由についてただしたのに対し、「増額分としては、職員の昇給分等で二千九百六十七万六千円、デジタル無線の整備に伴う公債費として二千七百四十三万五千円、防火衣四百十万円の合計約六千百万円であり、減額分としては、通信部門の統合により一千三百万円、車両購入費一千八百万円の合計三千百万円であり、総額で二千九百四十二万七千円の増額となったものである。」との答弁があり、消防が広域化する前との比較についてただしたのに対し、「広域化する前の平成二十五年度が六億八千四百二十万六千円、平成二十六年度が七億二千二百四十三万二千円、平成二十七年度が七億九千三百二十二万一千円、平成二十八年度が八億三千十万六千円であり年々増加する傾向にある。」との答弁があり、今後も毎年増額するのかただしたのに対し、「今後も同じ人員配置であれば昇給等もあり上がっていくと考えられる。」との答弁がありました。

七十一 防火衣の購入着数と金額についてただしたのに対し、「二十名分で三百十万円である。」との答弁があり、購入方法についてただしたのに対し、「本部で一括入札すると聞いている。」との答弁があり、自賄いであるのに本部で一括入札されているような運営体制に対して市として認識した上で取り組んでもらいたいとの意見がありました。

七十二 非常備消防費の消防機材購入費と消防施設費の消防機材購入費の内容についてただしたのに対し、「非常備消防費の方はレスキューボート一台、救命胴衣五十着、リヤカー一台であり、消防施設費の方は、可搬式ポンプ一台である。」との答弁がありました。また、委員からレスキューボート一台と救命胴衣五十着の保管先についてただしたのに対し、「大塔地区で使用するため、大塔町の消防団屯所に保管する。」との答弁がありました。

七十三 消防ポンプ自動車購入費の内容についてただしたのに対し、「小型動力ポンプ付き軽四積載車二台を購入して、五分団三部の上之、三分団二部の御山丹原に配置予定である。」との答弁がありました。

七十四 消防団格納庫建替工事費の内容についてただしたのに対し、「中之町と今井町の消防格納庫の建替工事である。」との答弁がありました。

次に、教育費についてであります。

七十五 各中学校整備工事費の内容についてただしたのに対し、「五條中学校体育館の自動火災報知器の改修工事、五條東中学校のキュービクルのフェンス設置工事、五條東中学校及び西吉野中学校の省エネデマンド監視システム等の整備を予定している。」との答弁がありました。

七十六 高等学校費の設計業務委託料の内容についてただしたのに対し、「全国から生徒を募集するため、五條病院看護師寮を賀名生分校の寄

宿舍として利用するための改修に係る設計である。」との答弁があり、改修費用についてただしたのに対し、「約四千二百万円を予定している。」との答弁があり、五條病院看護師寮の築年数及び購入金額についてただしたのに対し、「築二十四年である。購入に関しては、当初建築費は四億円ぐらい掛かっており、残存価格としては一億九千万円ということである。本来であれば、まちづくり協定に基づき四割の価格約八千万円で購入するところであるが、解体費用が掛かることもあり、無償でもらえることになった。」との答弁があり、賀名生分校で勉強してもらい五條で農業をして住んでもらうことを考えているのかただしたのに対し、「全国から生徒を募集して、地域の農業法人、JA等の支援団体を組織し、農業の実習を多く取り入れ、卒業後は市内の農業法人などへ就職してもらうことを考えていきたい。将来的には自分で農地を借りたりして、農業を営む生徒も出てくるのではないかと考えている。」との答弁があり、自分で農地を借りたり買ったりして農業で生計を立てることは難しいことを念頭においてやつてもらいたいとの意見がありました。

七十七 まちや館の目的についてただしたのに対し、「まちや館は木村篤太郎氏の生家であり、所有者の方から利用してもらいたいということとで寄附していただいたもので、木村篤太郎氏に関係するものを展示したり、新町の観光案内の拠点としてスタートしたものである。」との答弁があり、木村篤太郎氏は初代防衛庁長官であり、五條市の自衛隊駐屯地誘致事業とリンクするような活用についてただしたのに対し、「重要伝統的建物群保存地区である新町をPRすることが本来の目的であるが、今後、そのことも検討材料の一つとして考えてまいりたい。また、自衛隊駐屯地誘致の活動としては、初代防衛庁長官ということも含め活用してまいりたい。」との答弁がありました。

七十八 伝建地区イベント補助金の内容についてただしたのに対し、「新町の伝建地区内で行われる小規模なイベントに対して補助していくものである。」との答弁があり、過去のイベントの主催者についてただしたのに対し、「特定非営利活動法人大和社中である。」との答弁がありました。

七十九 伝建事業に伴う修理修景整備補助金の内容についてただしたのに対し、「平成二十八年度は、修理物件が三件、修景物件が一件の合計四件に対する補助金である。」との答弁があり、伝建地区のエリア変更の余地はあるのかただしたのに対し、「変更はなかなか難しいと聞いている。」との答弁があり、路地に入った家では建て替えや解体も勝手にできない状況である。文化庁と協議する余地はないのかただしたのに対し、「現状を把握して文化庁とも話をしていきたい。」との答弁がありました。

八十 社会教育費の集会所の件数と場所についてただしたのに対し、「集会所が四件あり、五條二丁目の東田中会館、今井二丁目の南垣内会館、野原東二丁目の野原東第一会館、野原東一丁目の野原東第二会館である。」との答弁があり、館長謝礼についてただしたのに対し、「現在、

館長謝礼を支出しているのは、南垣内会館と東田中会館であり、地区公民館長の報酬と同額である。」との答弁がありました。

災害復旧費・公債費・予備費についての質疑はありませんでした。

次に、一般会計歳入についてであります。

八十一 きすみ館使用料の内訳についてただしたのに対し、「平成二十六年の実績一万五千四百六十六人で試算したもので、その中には大人六百円、子供三百円、十枚つづりの回数券に一枚無料券が付いていることを含めた試算である。」との答弁がありました。

八十二 地方交付税の今後の見通しについてただしたのに対し、「合併算定替えにより今後五箇年で約六億円減少する見込みを立てている。」との答弁がありました。

八十三 一般財団法人大塔ふる里センターのジビエ販売に対する販売手数料についてただしたのに対し、「一般財団法人大塔ふる里センターには約半値で卸している状況である。」との答弁がありました。

八十四 財政調整基金繰入金が昨年度より増額している原因についてただしたのに対し、「新年度の歳入予算において、六億円の不足が生じたので、財政調整基金より繰入金として計上したものである。主な要因として、歳出では、起債対象外の新庁舎建設に係る基本計画・基本設計六千五百万円、やまと広域環境衛生事務組合への負担金一億二千万円、奈良県広域消防組合への負担金五千万円、非常備消防費一千五百万円、公債費一億一千万円、歳入では地方交付税の減少一億円、臨時財政対策債の減少七千万円である。」との答弁がありました。

次に、特別会計についてであります。

国民健康保険特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、簡易水道特別会計についてであります。

八十五 宗松上地区統合簡易水道整備工事費の内容についてただしたのに対し、「統合簡易水道整備事業の平成二十八年度完成を目指した工事費の増額であり、完了することにより茄子原地内の水道未普及地域十七戸が解消される見込みである。」との答弁がありました。

下水道事業特別会計、墓地事業特別会計、介護保険特別会計大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の質疑はありませんでした。

こうして、当委員会に付託された十一議案につきましては、慎重審査を経て、一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）意見調整のため、暫時休憩いたします。

午後五時二十三分休憩に入る

午後六時四十分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第四、本日提出されました議第三十九号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）議第三十九号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事（山田和宏）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十九号、平成二十七年五條市一般会計補正予算（第六号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市一般会計補正予算書（第六号）の一ページより御覧いただきたいと思います。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出ともに一千九百六十二万八千円を増額するもので、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百三億八百七十六万三千円となるとところでございます。

次に、四ページを御覧いただきたいと思います。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、三節職員手当等の一千九百六十二万八千円でございますが、一般職の職員の退職手当を追加するものでございます。退職金一名分の支給に要する経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページをお願いいたします。三ページの歳入歳出補正予算事項別細書の歳入の項を御覧いただきたいと思います。

歳入予算につきましては、十款地方交付税において、一千九百六十二万八千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第五、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）同第一号 五條市公平委員会委員の選任について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第一号、五條市公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員のうち、下村房夫委員が本年三月三十一日をもって任期満了となるため、その後任の委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

後任として辰巳信也氏をお願いしようとするものであります。

辰巳氏は昭和四十八年から平成二十二年までの長きにわたり五條市に奉職し、教育総務課長、市長公室長を歴任され、退職後は五條市立中央公民館の館長を務められ、現在は会社員として御活躍されております。

人格が高潔で地方自治に精通しており、人事行政にも高い見識を有する人であります。

これらの経験と知見を生かし、職員の不利益処分などの審理に公平な判断をしていただけるものと強く確信いたす次第であります。

議員各位には御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第六、推第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました推第一号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち南 文子委員、櫻井清司委員、竹原設治委員の任期が、平成二十八年六月三十日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、櫻井清司氏、竹原設治氏の再任及び坂上圭子氏の推薦をお願いしたく存じます。

櫻井清司氏は、本市の小・中学校の校長を歴任され、平成二十五年七月から人権擁護委員を務めていただいております。人格が高潔で識見が高く、広く社会の実状に通じており、人権擁護委員として適任者であると考えております。

竹原設治氏は、旧大塔村の職員として合併後は五條市の職員として活躍され、平成二十五年七月から人権擁護委員を務めていただいております。人格が高潔で識見が高く、地域の実状に通じており、人権擁護委員として適任者であると考えております。

また、このたび新たな候補者として推薦いたしたいと考えております坂上圭子氏は、長年にわたり小学校教諭を務めておられました。人格が高潔で識見が高く、女性ならではの視線で人権擁護活動を推進していただけるものと考えております。

以上の理由により、この三人の方々を人権擁護委員として推薦したいと考えております。

議員各位には御理解をいただきまして、御推挙賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第七、選第一号、これより五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選の方法により行いたいと思いますが、御

異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名につきましては、あらかじめ御協議いただいておりますので、議長から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。

よって議長から指名いたします。

五條市選挙管理委員会の委員に馬場高史氏、中 秀光氏、岡本和人氏、小窪美貴男氏を同補充員に柴田知啓氏、下村洋次氏、川ノ上清尊氏、北 利文氏を指名いたします。

なお、地方自治法第八十二条第三項の規定により補充員の順序は、ただいま指名いたしました順位にいたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員に当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました方々が五條市選挙管理委員会の委員及び同補充員に当選されました。

なお、五條市会議規則第三十二条第二項の規定により、告知は文書をもっていたします。

○議長（吉田 正）次に、日程第八、発議第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第一号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年三月二十二日提出

提出者 五條市議会議員 山口耕司

賛成者 五條市議会議員 平岡清司

〃 養田全康

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第一号、児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）

本年一月の埼玉県狭山市における三歳女児の死亡事件や、東京都大田区での三歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年十二月、すべての子供の安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

記

一 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支

援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。

二 児童相談所全国共通ダイヤル「一八九」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分掛かっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。

三 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に、児童福祉司、児童心理司、保健師等始め職員配置の充実、子供の権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。

四 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。

五 一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子供たちが安心して養育される環境を整えること。

六 被虐待児童について、十八歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年三月二十二日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取り扱いについては、議長に御一任願います。

○議長（吉田 正）次に、日程第九、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第二号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年三月二十二日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 牧野雅一

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会牧野雅一委員長。

〔議会運営委員長 牧野雅一登壇〕

○議会運営委員長（牧野雅一）ただいま上程されました発議第二号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書（案）

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられたり、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じます。

脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もあります。

主な症状は、記憶障害、錯乱、めまい、頭痛、吐き気等であり、また発症は、すぐに始まることもあれば、数時間、数日、数週間、あるいは数箇月間発症しないこともあります。

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ等が発症した場合、症状が消失するには数箇月掛かることがあります。また、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなり、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは避けるべきです。

平成二十四年七月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」報告書をまとめ、更に平成二十五年十二月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特にり患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの二者択一になっているのが現状です。

また、重篤な事案となった場合にも、事故の初動調査が遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題も後手に回ってしまい、最終的に、家庭の崩壊へと陥っている家庭も多く、事故調査をないがしろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返してしまっているのが現状です。

そこで、国におかれましては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう、強く要望します。

記

脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について

一 教育機関での周知徹底と対策

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、Pocket Scat2の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭けい部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

二 専門医による診断と適切な検査の実施

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRIだけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、Scat3（十二歳以下の場合にはChildScat3）を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

三 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

四 園内・学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査・開示の実施

保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年三月二十二日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立全員であります。

よつて本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取り扱いについては、議長に御一任願います。

○議長（吉田 正）次に、日程第十、発議第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第三号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年三月二十二日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 牧 野 雅 一

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会牧野雅一委員長。

〔議会運営委員長 牧野雅一登壇〕

○議会運営委員長（牧野雅一）ただいま上程されました発議第三号、無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について。

議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書（案）

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることはとても重要である。

しかしながら欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化割合は著しく低く、近年異常気象等の災害による電柱の倒壊に伴う救援救助等への影響や、痛ましい通学児童の交通事故、急激なインバウンド効果による海外観光客の増加などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。

つきましては、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律案の早期成立を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年三月二十二日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決し意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（吉田 正）次に、日程第十一、発議第四号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治）発議第四号 五條市史跡公園に設置されている蒸気機関車の移設等を求める決議について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年三月二十二日提出

提出者	五條市議会議員	吉田雅範
賛成者	五條市議会議員	益田吉博
〃	岩本孝	
〃	窪佳秀	
〃	平岡清司	

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範登壇〕

○十番（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号、五條市史跡公園に設置されている蒸気機関車の移設等を求める決議について案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

五條市史跡公園に設置されている蒸気機関車の移設等を求める決議（案）

平成二十六年九月末の路線バス専用道廃止の際には「幻の五新線」が全国的なニュースになるほど注目を集めました。去る二月二十八日に開催された五新線活用プロジェクトイベントでは約一千人以上の来場者があり、この上昇した機運を西吉野地域の活性化につなげるべく、蒸気機関車「金剛ハロー号」の移設と西吉野町城戸地区（旧路線バス専用道城戸バス停付近）の拠点整備をすることで、地域の活性化や地方創生への起爆剤となり得ると考えます。

また、五條市史跡公園から機関車を移設することは、それぞれの時代背景と市内の拠点整備につながると考えます。

ただし、五條市史跡公園に設置された経緯や地元の新町地区及び関係団体等へ周知するとともに、移転費用も掛かることから、最善の方法を検討・調査しながら、以下の項目について整備することを求めます。

記

一 五條市史跡公園に設置されている蒸気機関車「金剛ハロー号」を、西吉野町城戸地区（旧路線バス専用道城戸バス停付近）に移設するとともに、城戸バス停建物、擁壁等の安全確保を含めた付近の拠点整備を進めること。
以上、決議する。

平成二十八年三月二十二日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に、日程第十二、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（竹本勝治） 発議第五号 残土処分場に対し土砂災害等の危険性に対する安全対策を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十八年三月二十二日提出

提出者 五條市議会運営委員会委員長 牧 野 雅 一

○議長（吉田 正） 提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会牧野雅一委員長。

〔議会運営委員長 牧野雅一登壇〕

○議会運営委員長（牧野雅一） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号、残土処分場に対し土砂災害等の危険性に対する安全対策を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

残土処分場に対し土砂災害等の危険性に対する安全対策を求める決議（案）

五條市阪合部新田町で残土処分を行っている作業現場が、急勾配でありながら、土砂の崩落、飛散又は流失を防止するための対策がされておらず、このまま放置すれば、大雨などの際には、処分場の真下にある生活道であります市道田殿六号線に土砂が崩落するなどの災害発生の危険性がかなり高くなっております。

市道を利用する周辺住民や通行車両などへの安全性確保のためにも、早急に土砂災害を防止するための対策が必要です。

平成二十六年二月二十五日には、大阪府豊能町での残土処分場において、大規模な崩落事故（崩落した土砂の量一一万立方メートル）が発生し、復旧に多額の費用と日数を費やしたとの報道がなされております。

よって五條市として、住民が安全に安心して利用できる生活道路となるよう早急に対策を講じるよう強く求める。

以上、決議する。

平成二十八年三月二十二日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（吉田 正）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十三日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十八年年度各会計予算を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚く御礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願いを申し上げます。

最後に、本月末をもって退職される部長始め職員各位におかれましては、長年のお勤め御苦勞様でございました。健康に留意され、今後ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上で閉会の挨拶いたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十八年第一回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る、三月一日に開会されましたこのたびの定例市議会におきましては、市役所の位置を変更するための条例を始め平成二十八年年度一般会計予算など多数の重要案件につきまして、長期間にわたり慎重な御審議を賜り、全て原案どおり御議決を賜りました。心から厚くお礼を申し上げます。

ここに成立を見ました平成二十八年年度の予算につきましては、適正かつ円滑な執行に努めてまいることがもとより、会期中に議員各位から賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

ようやく春めいてまいりましたが、どうか議員各位には、十分健康に御留意いただきまして、今後とも市政の発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田 正）これをもって、平成二十八年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後七時二十分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 吉 田 正

署 名 議 員 大 谷 龍 雄

署 名 議 員 養 田 全 康

署 名 議 員 平 岡 清 司

